

第5次 刈谷市 地域福祉計画

刈谷市成年後見制度利用促進計画 刈谷市再犯防止推進計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち



刈谷市・刈谷市社会福祉協議会

は じ め に

我が国では、近年、急速に進む少子高齢化や人口減少、あるいは、住民のライフスタイルの変化などにより地域のつながりの希薄化が進む中、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による人々の行動や価値観、生活様式などの変化を背景に社会福祉を取り巻く環境も大きく変化してきております。



このような社会情勢のもと、国では、地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現に向けた検討が進められ、令和2年（2020年）社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。本市においても、関係機関などが横のつながりと連携を強め、複雑化・複合化する地域生活課題に対して協働して取り組む体制の構築が求められているところであります。

こうした状況を踏まえ、本市では、第1次刈谷市地域福祉計画からの基本理念である「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」を継承し、「第5次刈谷市地域福祉計画」を策定いたしました。この計画は、「福祉の心の醸成—一人づくり—」「地域福祉活動の推進—地域づくり—」「総合的な支援体制の充実—体制づくり—」の3つの基本目標を定め、地域住民、地区、ボランティア団体などが一体となり、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携と協働により、様々な課題に取り組むための仕組みづくりを目指したものとなっております。

今後はこの計画の基本理念を実現するため、地域と連携しながら互いに支え合う関係づくりを進め、市民の皆様の多様化する福祉ニーズに対応しながら、地域を支える様々な主体がそれぞれの役割を担い、いきいきと暮らすことができる地域づくりを目指して努力してまいりたいと考えております。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました地域福祉計画懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査、関係団体ヒアリング及び住民参加型会議にご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

刈谷市長 稲垣 武

は じ め に

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会は、平成 11 年度（1999 年度）に「刈谷市社協地域福祉活動計画」の策定をして以来、地域の皆様、行政、福祉関係機関及び各種団体の参加とご協力のもと、福祉のまちづくりを進めてまいりました。

近年、人口減少や高齢化の進行に加え、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域福祉を取り巻く様々な課題が顕在化しており、市民、地域、行政などが一体となり、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを進めることが重要となっております。



このたび本会は、昨今の地域福祉における地域共生社会の実現を目指し、「参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち」を基本理念として、市と共同で「第 5 次刈谷市地域福祉計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、地域の皆様や福祉関係団体からいただいたご意見から課題としてまとめる中で、「福祉の心の醸成」、「地域福祉活動の推進」、「総合的な支援体制の充実」の 3 つの基本目標を掲げました。本会としましては、従来から力を入れてきた学校と連携した福祉教育や、障害者スポーツである「ボッチャ」を通じた福祉の啓発を継続するとともに、新たな取組として、地域の皆様と協力した見守り活動、地域福祉活動を支援する人材の育成、そして福祉委員会単位での「座談会」などの取組を始めます。本計画に記載した取組を通じ、複雑かつ多様化した地域課題の解決と、より一層柔軟で継続的な支援に向けた包括的支援体制づくりや地域福祉活動に携わる人材の育成・支援に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉計画懇話会委員の皆様をはじめ、多数ご意見をくださいました地域の方々、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進にあたり、一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年） 3 月

社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会
会 長 杉 浦 芳 一

第5次刈谷市地域福祉計画

成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画

目次

※ 第1章～第4章は「第5次刈谷市地域福祉計画」、第5章は「成年後見制度利用促進計画」、第6章は「再犯防止推進計画」について記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景	1
1-2	地域福祉とは	6
1-3	地域福祉における圏域の考え方	7
1-4	計画の位置付け	8
1-5	SDGsと本計画との関係	9
1-6	計画の期間	11
1-7	計画の策定体制	12

第2章 刈谷市の状況

2-1	統計で見る状況	13
2-2	各調査結果及び第4次計画の振り返り	22
2-3	第5次計画策定にあたっての課題	43

第3章 計画の基本的な考え方

3-1	基本理念	45
3-2	基本目標	46
3-3	施策の体系	47

第4章 施策の展開

基本目標1	福祉の心の醸成 一人づくり	48
施策の方向1	福祉教育の充実	48
施策の方向2	地域福祉活動の担い手の育成	50
施策の方向3	ボランティアの育成・支援	52

基本目標2 地域福祉活動の推進 ―地域づくり―	54
施策の方向1 地域福祉活動の支援	54
施策の方向2 見守り活動の推進	55
施策の方向3 集いの場の充実	56
施策の方向4 防災・防犯対策の推進	57
施策の方向5 連携と協働の推進	58

基本目標3 総合的な支援体制の充実 ―体制づくり―	60
施策の方向1 福祉サービスに関する情報提供	60
施策の方向2 包括的な相談支援体制の構築	62
施策の方向3 公的なサービスの充実	64
施策の方向4 誰もが住みやすい都市環境づくり	66

第5章 成年後見制度利用促進計画

5-1 計画の策定にあたって	68
5-2 成年後見制度を取り巻く状況	70
5-3 施策の展開（基本方針と推進施策）	74

第6章 再犯防止推進計画

6-1 計画の位置づけと期間	76
6-2 再犯防止を取り巻く状況	76
6-3 施策の展開（基本方針と推進施策）	77

第7章 計画の推進・進捗管理

7-1 計画の周知	79
7-2 計画の推進体制	79
7-3 計画の進捗管理	79

資料編	80
1 策定の経緯	
2 刈谷市地域福祉計画懇話会（設置要綱・委員名簿）	

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

本市では平成16年度（2004年度）に「刈谷市地域福祉計画」を、市社会福祉協議会では平成11年度（1999年度）に「刈谷市社協地域福祉活動計画」を策定し、その後、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連携を強めて課題と取組を共有するため、平成26年度（2014年度）に両計画を1つの計画として「第3次刈谷市地域福祉計画」を策定し、さらに令和元年度（2019年度）に「第4次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

第4次計画期間中には、福祉・健康フェスティバルや福祉実践教室の開催などによる「地域福祉の意識づくり・担い手づくり」、地区社会福祉協議会の活動支援、福祉委員会の設立・活動支援などによる「支え合いのしくみづくり」、福祉に関する包括的・総合的な相談に応じる福祉総合相談窓口の設置などによる「安心・安全な福祉のまちづくり」といった取組を進めてきました。

我が国では急速な少子高齢化・人口減少という社会の変化に直面し、今後、医療、介護の急速な需要増加、人員・財源の不足などが懸念されるところとなっています。また、共働き世帯の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

現在の社会では様々な問題への対応が必要となっており、地域活性化を図りつつ、複雑化・複合化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。

このような社会情勢のもと、国では『地域共生社会』の実現に向けた検討が進められてきました。平成29年（2017年）社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画策定が努力義務化されました。さらに令和2年（2020年）社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第5次刈谷市地域福祉計画を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の事です。



資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用

表1-1 地域福祉計画に関する国の動き

年月	動 向
平成 14 年 1 月 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの国民への訴え）[社会保障審議会福祉部会とりまとめ] ：地域福祉推進の理念を示す。
平成 25 年 8 月 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保障制度改革国民会議報告書 ：すべての世代を支援の対象とし、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示す。
平成 27 年 9 月 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン [新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT報告] ：本人のニーズを起点とする新しい（全世代・全対象型）地域包括支援体制の構築、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を示す。
平成 28 年 6 月 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ニッポン一億総活躍プラン [閣議決定] ：「地域共生社会（子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会）」の実現を提示。
平成 28 年 7 月 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ：『地域共生社会』実現の全体像イメージ（たたき台）を提示。
平成 29 年 5 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）可決・成立（6月2日公布） ：地域福祉推進の理念を規定（支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記）。 ：この理念の実現のため市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 ：地域福祉計画の充実（計画策定を努力義務化、福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置づけ）
平成 29 年 9 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～ ：福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示される。
平成 29 年 12 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働大臣告示）の公表及び関連通知の発出
令和元年 12 月 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ：本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を行うこととした。 I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
令和2年6月 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）可決・成立（6月12日公布） ：地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずると規定。 ：包括的な支援体制づくりのための一手法として新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設。

資料：厚生労働省資料をもとに作成

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - (1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第105条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第105条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

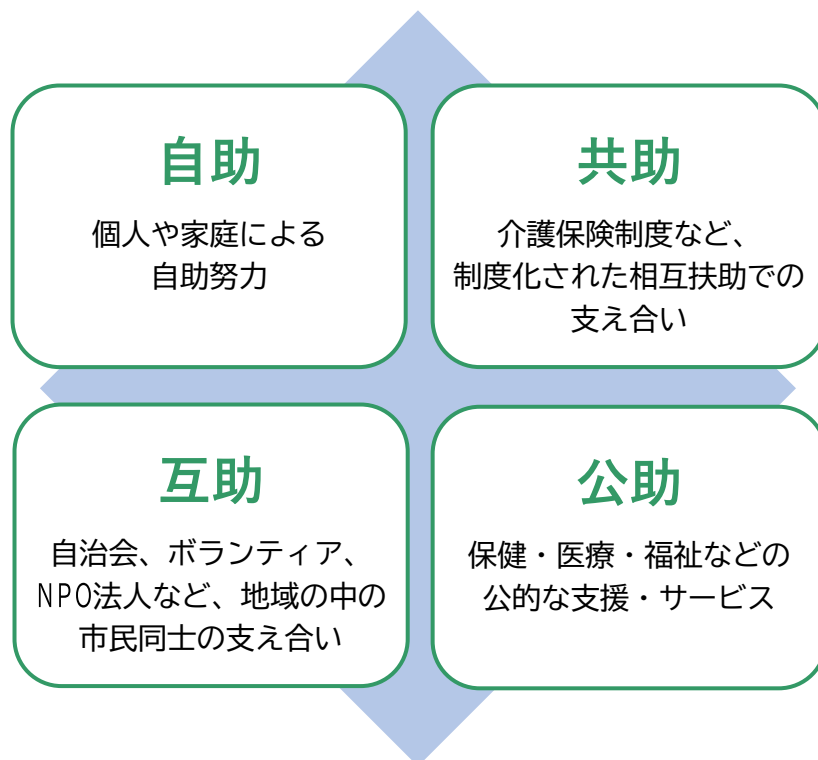
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、市（行政）、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことです。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り、声かけ、手助けなどの助け合いや地域の課題解決に向けて、多様な組織または住民の主体的な活動が重要です。

地域福祉においては、多様な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

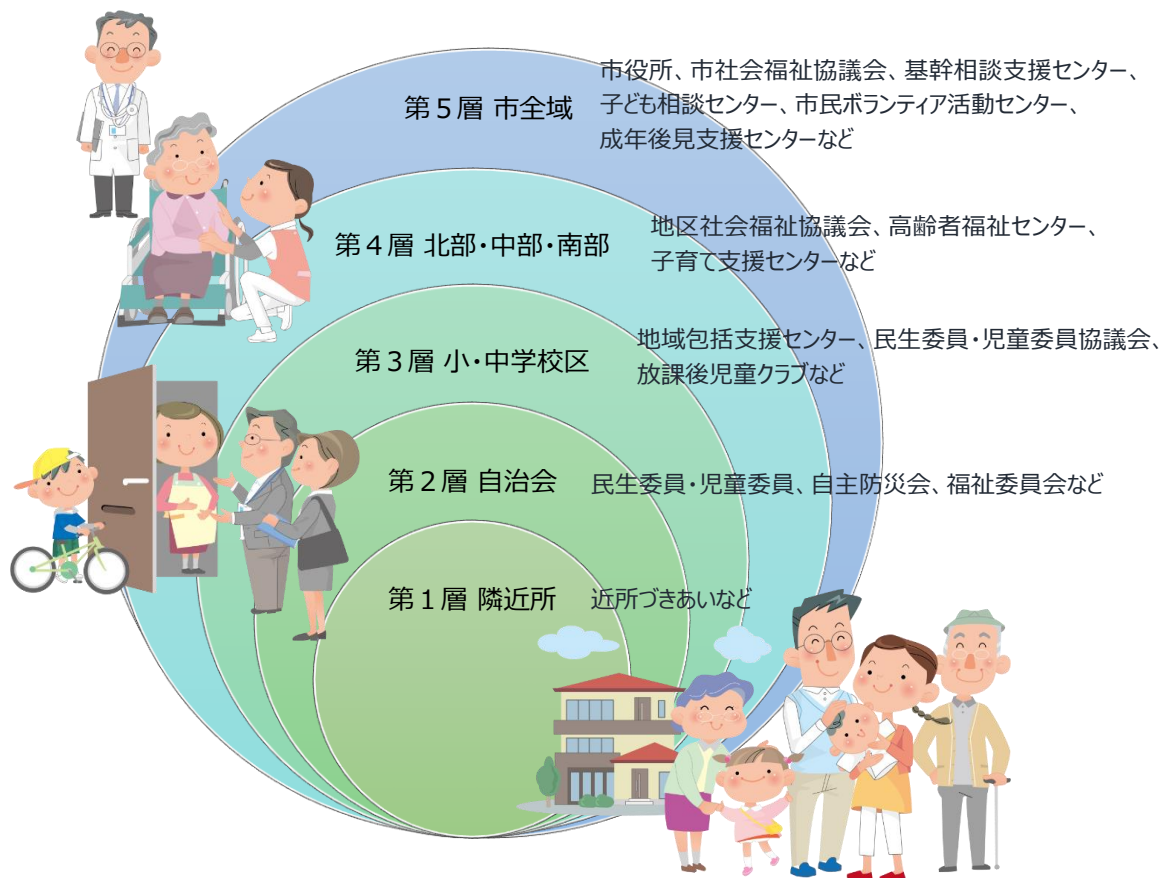
図1-1 自助・互助・共助・公助の役割分担



1-3 地域福祉における圏域の考え方

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

図1-2 5層の圏域と行政機関・関係団体のイメージ



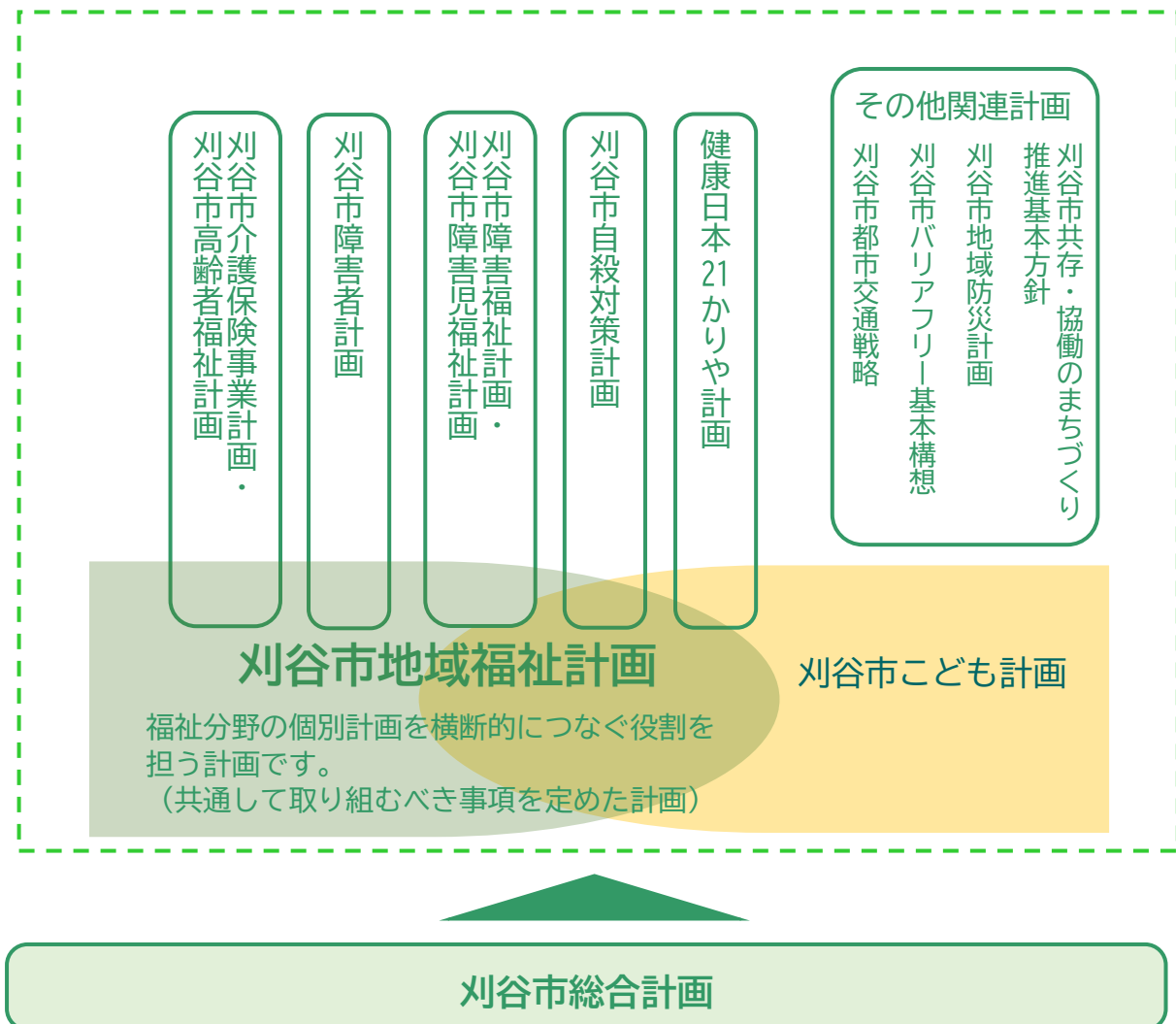
1-4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画（刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画、刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画、健康日本 21 かりや計画、刈谷市自殺対策計画）を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しました。また、防災、住生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

なお、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」ならびに「再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。

図 1-3 計画の関連イメージ



1-5 SDGsと本計画との関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて 193 の国連加盟国・地域が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組を示しています。

図 1-4 SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)



本計画は、『地域共生社会』の実現に向けた地域福祉の取組を着実に地域に根付かせていくための計画であると同時に、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す計画でもあります。すなわち、地域福祉の分野からSDGsの実現を目指していく計画として位置づけることができます。

なお、SDGsの17のゴールのうち、本計画と関わりの深いゴールとして、以下の7つのゴールがあげられます。

図1-5 SDGs 主な関連ゴール



貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する

1-6 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年を計画期間とします。

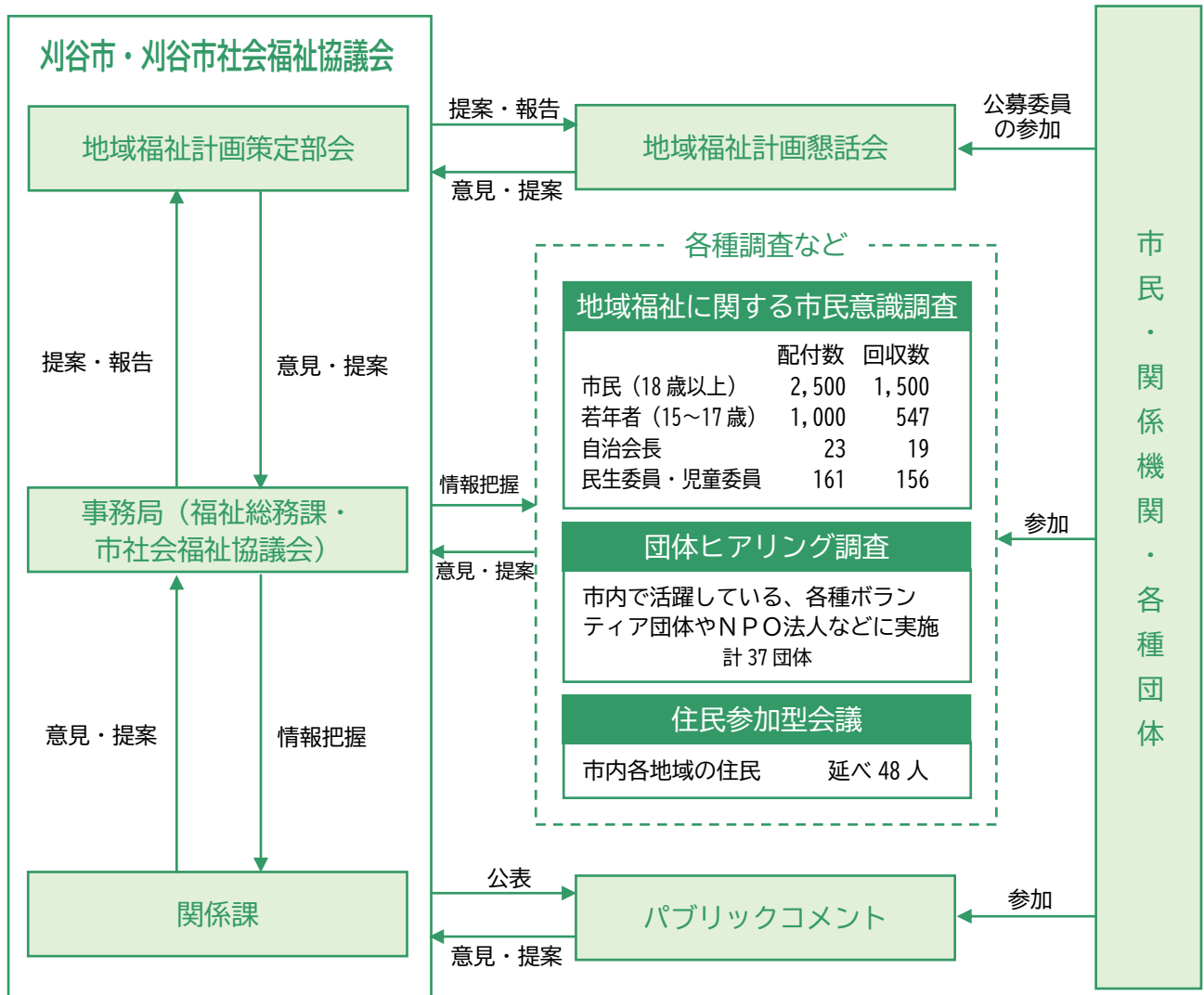
図1-6 計画の期間

計画	年度	令和													
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
総合計画	基本構想														
	基本計画														
地域福祉計画		第3次	第4次				第5次				第6次				
地域福祉活動計画															
障害者計画		基本計画				基本計画				基本計画					
障害福祉計画		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
障害児福祉計画		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
健康日本21かりや 計画		第2次				第3次（計画期間：2036年迄）									
自殺対策計画		第1次				第2次				第3次					
子ども・ 子育て支援事業計画		第1期	第2期				第3期				第4期				
こども計画															

1-7 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、各種調査などを実施し、市及び市社会福祉協議会の関係課で組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する地域福祉計画懇話会で協議を行い、策定しました。

図1-7 計画の策定体制



第2章 刈谷市の状況

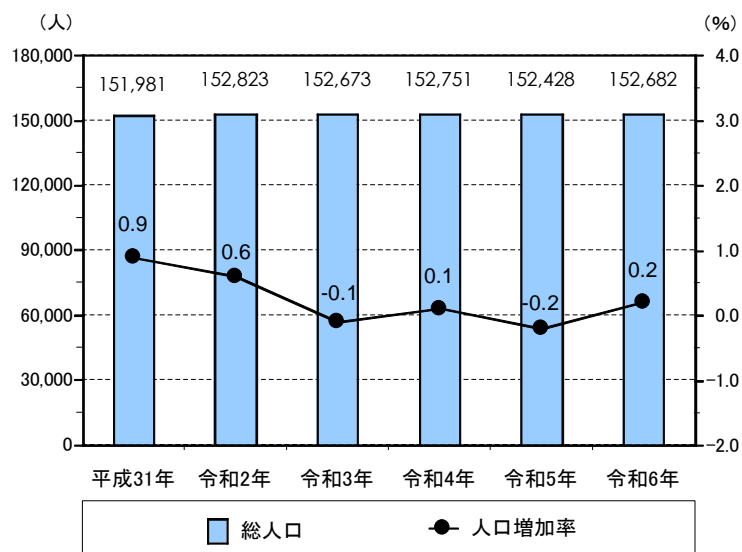
2-1 統計で見る状況

(1) 人口

本市の人口は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年（2020年）までは微増傾向で推移していました。令和3年（2021年）から令和6年（2024年）の4年はわずかな増減を繰り返しています。

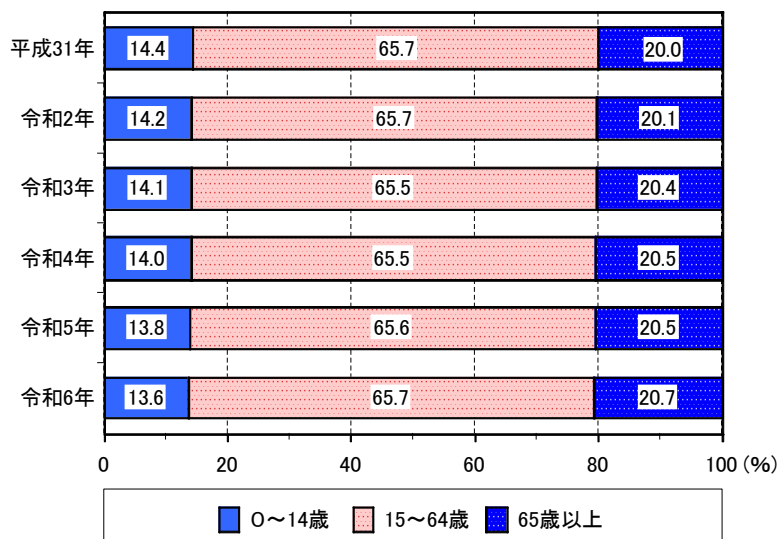
年齢3区分別にみると、65歳以上の人口割合がわずかに増加しています。

図2-1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

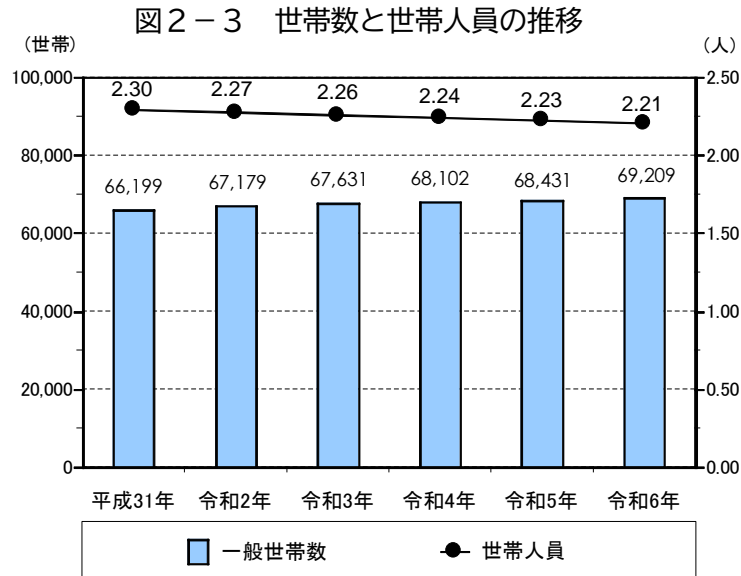
図2-2 年齢3区分別構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯

本市の世帯数はわずかながら増加を続けています。一方、1世帯あたりの世帯人員は徐々に減少を続けています。

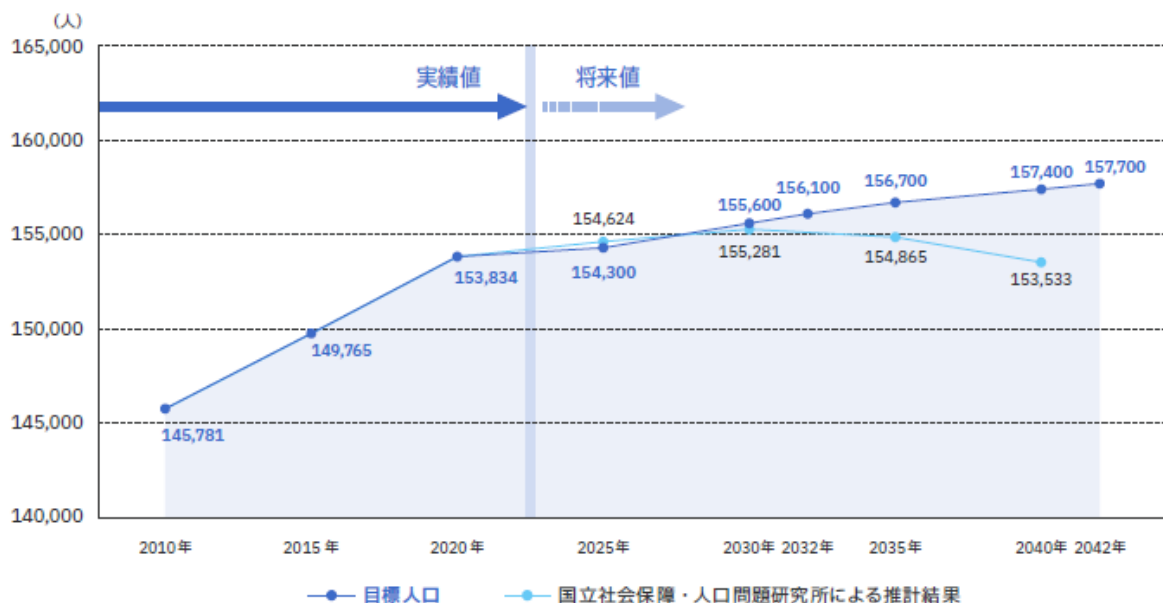


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

コラム

—第8次刈谷市総合計画より—

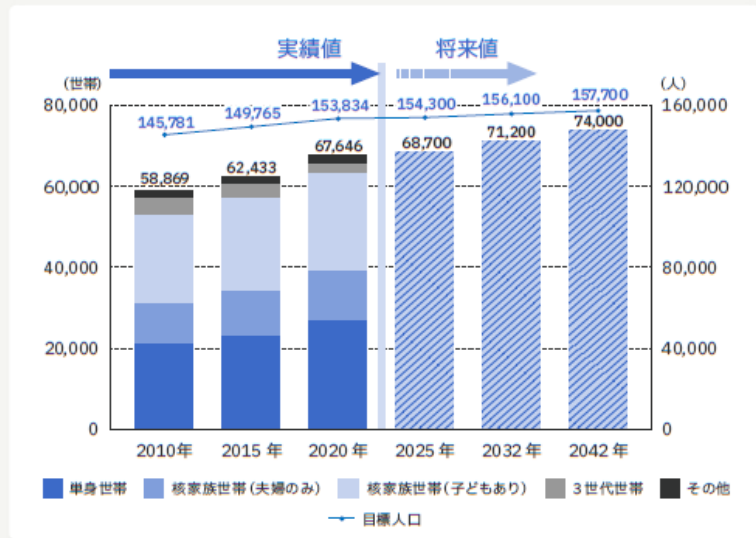
国立社会保障・人口問題研究所が新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年（2018年）3月に公表した推計では、本市の人口は、令和12年（2030年）にピークを迎え、その後は減少に転じることが予測されています。それに対して、新型コロナウイルスの影響を考慮した本市の推計では、ウィズコロナの状況下であっても人口が増加傾向にあるため、今後も働きやすく住みやすいまちづくりの推進や定住の促進、出生率の向上などを図ることにより、継続的な人口の増加をめざすこととし、目標年次である令和14年（2032年）の目標人口を、令和2年（2020年）よりもおよそ2千人の増加を見込み、156,100人と設定します。



世帯数

本市の世帯数は、令和2年（2020年）では、67,646世帯となっています。

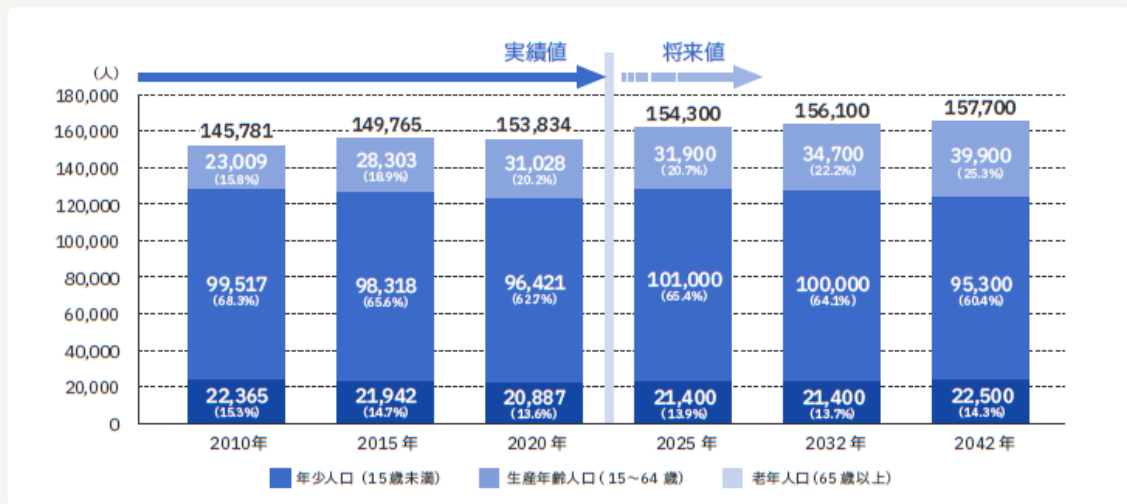
今後も単身世帯や夫婦のみ世帯の増加などにより世帯の小規模化が継続することを見込み、目標年次である令和14年（2032年）には、令和2年（2020年）よりもおよそ4千世帯多い71,200世帯になると想定しています。



年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口は、令和2年（2020年）では、年少人口（0～14歳）が20,887人（総人口に対する構成比13.6%）、生産年齢人口（15～64歳）が96,421人（62.7%）、老年人口（65歳以上）が31,028人（20.2%）となっています。

今後も、少子高齢化が進行することが見込まれ、目標年次である令和14年（2032年）には、年少人口が21,400人（13.7%）、生産年齢人口が100,000人（64.1%）、老年人口が34,700人（22.2%）になると想定しています。



※ 2010年、2015年及び2020年は国勢調査の結果を記載しており、年齢不詳者がいるため年齢3区分別人口の合計と総数は一致しない。

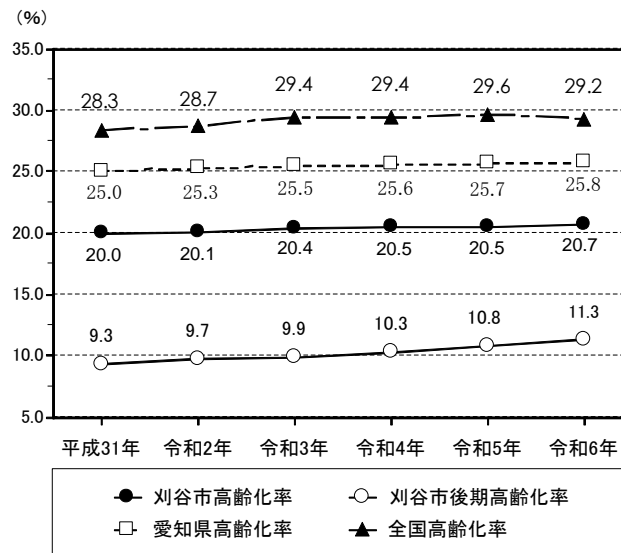
(3) 高齢者の状況

① 高齢化率

本市の高齢化率は、平成31年（2019年）以降20%台で推移し、わずかに増加しています。全国、愛知県と比べると低い水準で推移しています。

後期高齢化率は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）にかけて2.0ポイント上昇しました。この間は、高齢化率よりも後期高齢化率の上昇幅が大きくなっています。

図2-4 高齢化率の推移（市、愛知県、全国）

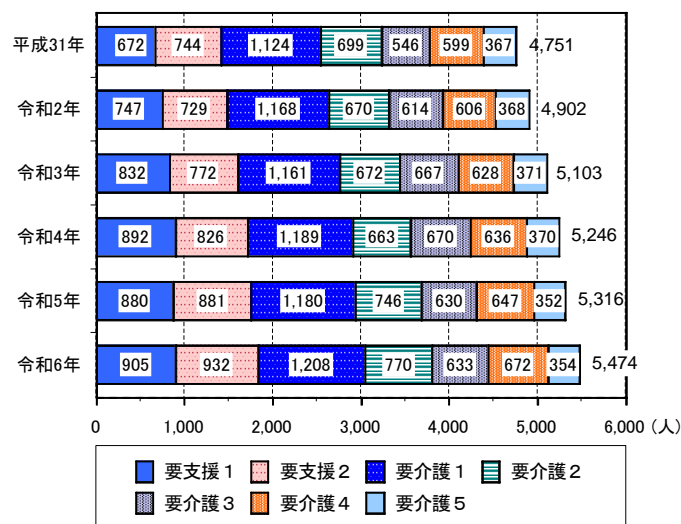


資料：刈谷市…住民基本台帳（各年4月1日現在）、愛知県…あいちの人口（各年10月1日現在）、全国…総務省統計局（各年4月1日現在）

② 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、平成31年（2019年）以降増加を続けています。平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で723人の増加となっています。

図2-5 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険状況事業報告（各年3月31日現在）

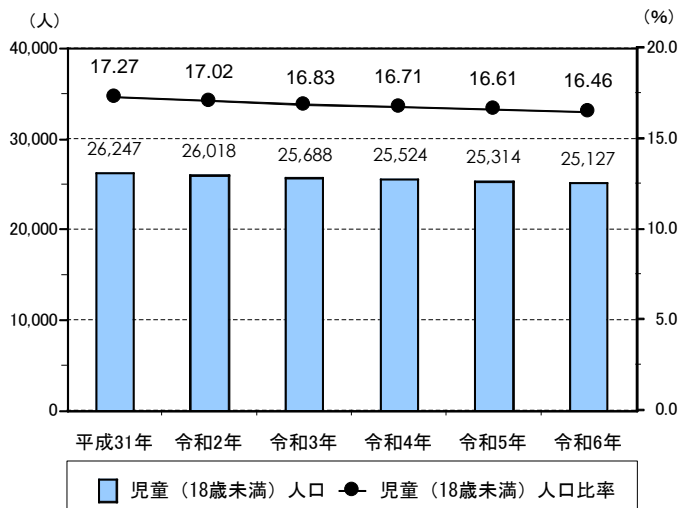
(4) 子どもの状況

① 子ども数

本市の18歳未満の子ども数は減少を続けています。平成31年(2019年)から令和6年(2024年)までの6年で1,120人減少しています。

全人口に占める子どもの割合も減少を続けています。

図2-6 子ども数の推移



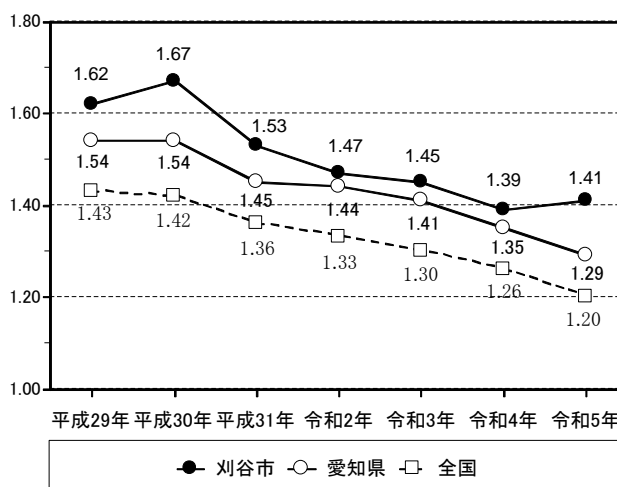
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成29年(2017年)から平成30年(2018年)にかけて上昇しましたが、それ以降は減少を続け令和5年(2023年)に再び上昇しています。

なお、全国、愛知県の水準と比較すると本市の合計特殊出生率の方が高い水準を維持しています。

図2-7 合計特殊出生率の推移



(注)：合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

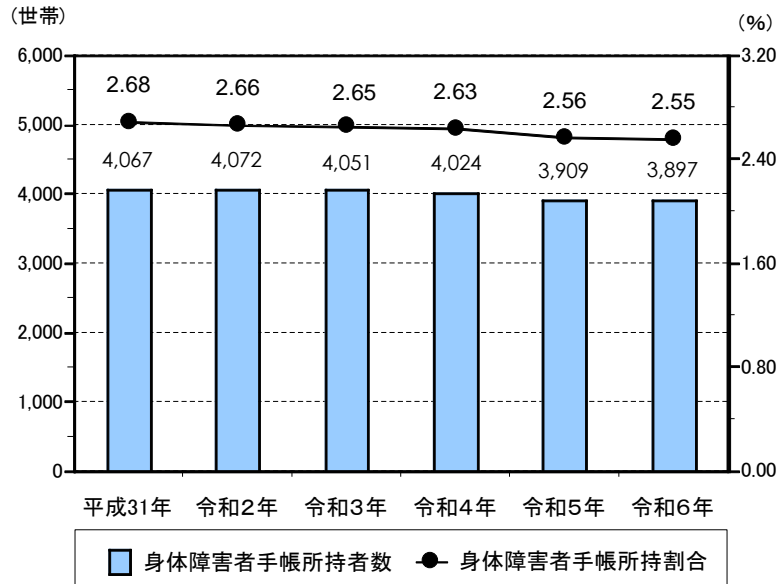
資料：愛知県人口動態統計、刈谷市

(5) 障害のある人の状況

① 身体障害のある人

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の間、4,000人前後で推移しており、顕著な変化はみられません。

図2-8 身体障害者手帳所持者の推移

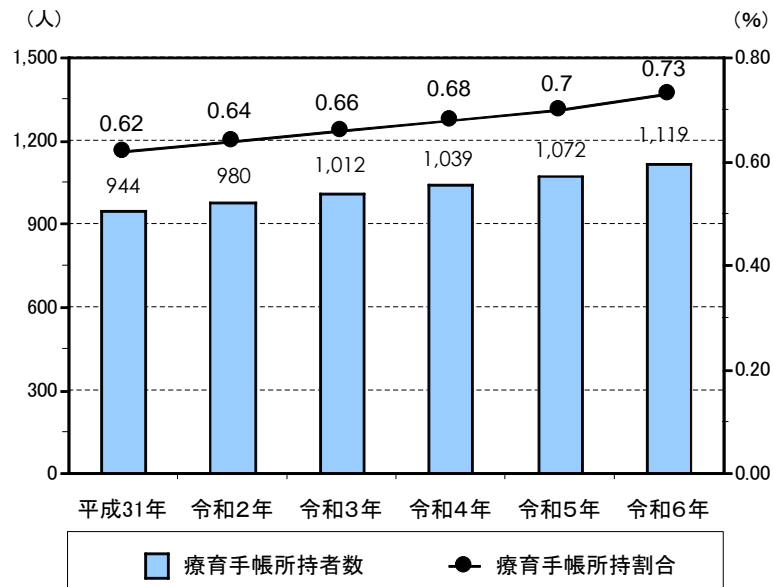


資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

② 知的障害のある人

本市の療育手帳所持者数は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で175人の増加となっています。人口に占める割合は0.11ポイント増加しています。

図2-9 療育手帳所持者の推移

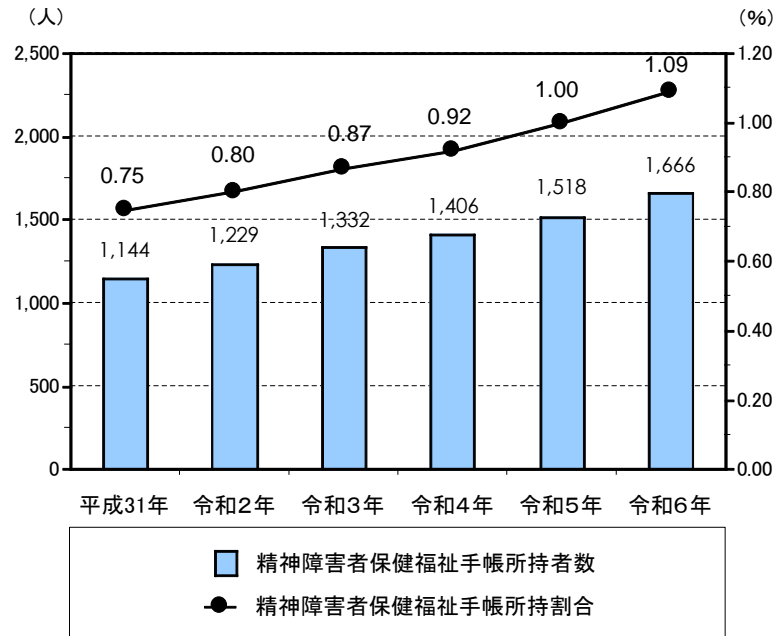


資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

③ 精神障害のある人

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 31 年（2019 年）から令和 6 年（2024 年）の 6 年で 522 人の増加となっています。人口に占める割合は 0.34 ポイント増加しています。

図 2 - 10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

(6) 外国人の状況

本市の外国人住民の人口は、令和 3 年（2021 年）、令和 4 年（2022 年）に減少しましたが、ここ 2 年は増加しています。国籍別にみるとフィリピン、ベトナムが多く、次いで中国、ブラジルとなっています。

表 2 - 1 外国人住民人口の推移

区分 (人)	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
フィリピン	1,166	1,235	1,260	1,230	1,324	1,370
ベトナム	794	976	1,011	1,002	1,116	1,300
中国	1,029	1,002	942	814	797	796
ブラジル	915	855	794	838	808	768
韓国及び朝鮮	328	333	309	293	309	303
インドネシア	146	193	192	153	187	240
ネパール	72	84	88	87	137	158
スリランカ	36	44	60	85	98	117
タイ	74	69	75	78	85	105
その他	88	78	77	58	74	89
外国人住民人口 (人)	4,955	5,199	5,126	4,947	5,250	5,595
人口に占める割合 (%)	3.26	3.40	3.36	3.24	3.44	3.66

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7) 被保護世帯の状況

本市の被保護世帯数（生活保護受給世帯）は、平成31年（2019年）以降500世帯前後で推移しています。被保護率は4.00‰（パーミル）程度で推移しています。

表2-2 被保護世帯数及び被保護率の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数(世帯)	496	501	503	524	536	528
高齢世帯	250	249	262	274	284	280
母子世帯	18	18	15	18	12	13
傷病・障害世帯	151	151	142	137	141	131
その他の世帯	77	83	84	95	99	104
被保護人員(人)	608	623	611	635	648	631
人口(人)	151,981	152,823	152,673	152,751	152,428	152,682
被保護率(‰)	4.00	4.08	4.00	4.16	4.25	4.13

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(8) 地域団体などの状況

本市の自治会の加入割合をみると、平成31年（2019年）以降は6割台で推移していますが、徐々に減少している傾向があります。

子ども会は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で会数が約4割減少しており、加入割合も32.0%から16.5%と15.5ポイントの大きな減少となっています。

いきいきクラブについては、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）までの6年で、会数、会員数とも減少となっています。

表2-3 地域団体などの状況の推移

区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自治会	会数	23	23	23	23	23	23
	世帯数(世帯)	43,621	43,243	43,814	43,551	42,487	42,390
	加入割合(%)	65.9	64.4	64.8	63.9	62.1	61.2
子ども会	会数	76	71	65	52	49	46
	会員数(人)	2,757	2,436	2,092	1,563	1,611	1,443
	加入割合(%)	32.0	27.5	23.6	17.6	18.1	16.5
いきいきクラブ	会数	55	55	54	53	52	52
	会員数(人)	6,972	6,741	6,363	5,958	5,508	5,260
	加入割合(%)	18.7	17.9	16.7	15.4	14.1	13.3
人口(人)		151,981	152,823	152,673	152,751	152,428	152,682
世帯数(世帯)		66,199	67,179	67,631	68,102	68,431	69,209

(注)：子ども会の数値は、刈谷市子ども会育成連絡協議会加入の数値です。

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(9) ボランティア団体、NPO法人の状況

刈谷市民ボランティア活動センターに登録のある団体数は、令和6年(2024年)3月31日現在556団体、個人登録は153人となっています。

表2-4 市民ボランティア活動センター登録者(団体・個人)の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数(団体)	526	537	543	547	553	556
個人(人)	217	230	166	164	152	153

資料：刈谷市(各年3月31日現在)

本市に主たる事業所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)数は、令和6年(2024年)3月31日現在26法人です。法人数に顕著な変化はみられません。

表2-5 特定非営利法人(NPO法人)数の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
愛知県(法人)	1,137	1,117	1,111	1,130	1,117	1,113
刈谷市(法人)	27	26	25	26	27	26

資料：刈谷市(各年3月31日現在)

市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録のある団体数は、令和6年(2024年)3月31日現在137団体、個人登録は11人となっています。

表2-6 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者(団体・個人)数の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数(団体)	147	144	141	141	142	137
個人(人)	32	9	6	7	7	11

資料：刈谷市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

2-2 各調査結果及び第4次計画の振り返り

ここでは、第5次計画の策定にあたり実施した市民意識調査、団体ヒアリング調査、住民参加型会議の結果及び第4次計画の振り返りから、今後の地域福祉に関する課題を抽出します。

(1) 市民意識調査

① 調査の概要

ア. 調査対象と調査票の配布・回収状況

調査の種類（調査対象）	配布数	有効回収数	有効回収率
市民調査（18歳以上の市民）	2,500	1,500	60.0%
若年者調査（15～17歳の市民）	1,000	547	54.7%
自治会長、民生委員・児童委員調査	自治会長 23 民生委員・児童委員 161	176	95.7%

イ. 調査期間

令和5年（2023年）10月19日（木）～11月7日（火）

② 市民意識調査からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 近隣関係の希薄化への対応

「あいさつをする程度」の比較的軽い近所づきあいを望む市民が経年的には増加する傾向にあり、地域のつながりの強さについても、『強い』よりも『弱い』との評価が増加しています。その一方で、『近所づきあいをしたくない』という意見は少数であり、「あいさつや世間話をするなど、近隣関係は良好である」と考える市民が多数を占めています。

支え合い・助け合いの地域社会を目指していく上で、近隣関係が希薄化していくことは課題であり、その対応策を検討していく必要があります。

図2-11 近所づきあいの程度 【市民（18歳以上）】

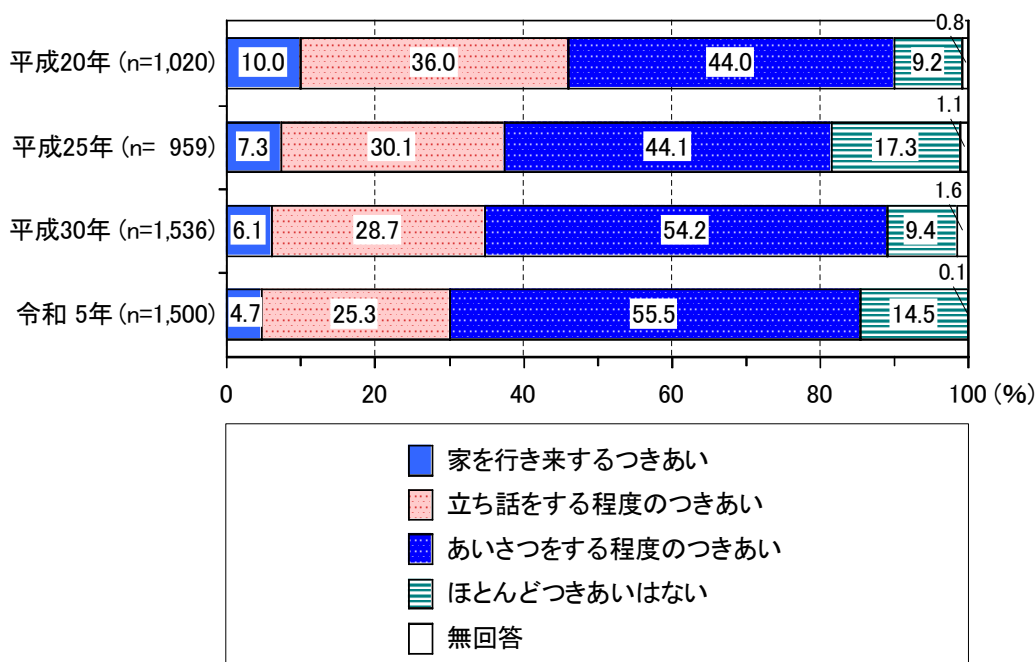


図2-12 地域のつながりの強さ 【市民（18歳以上）】

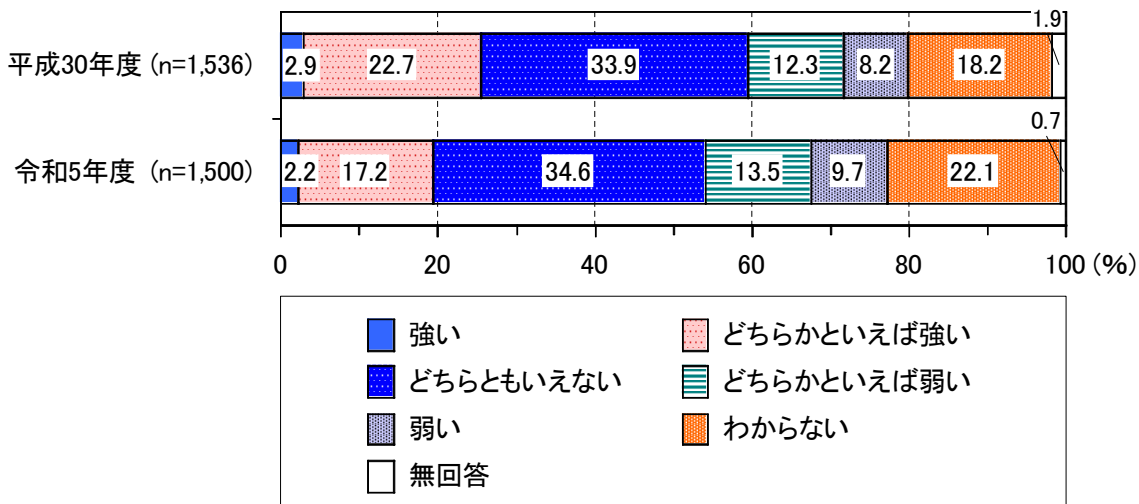
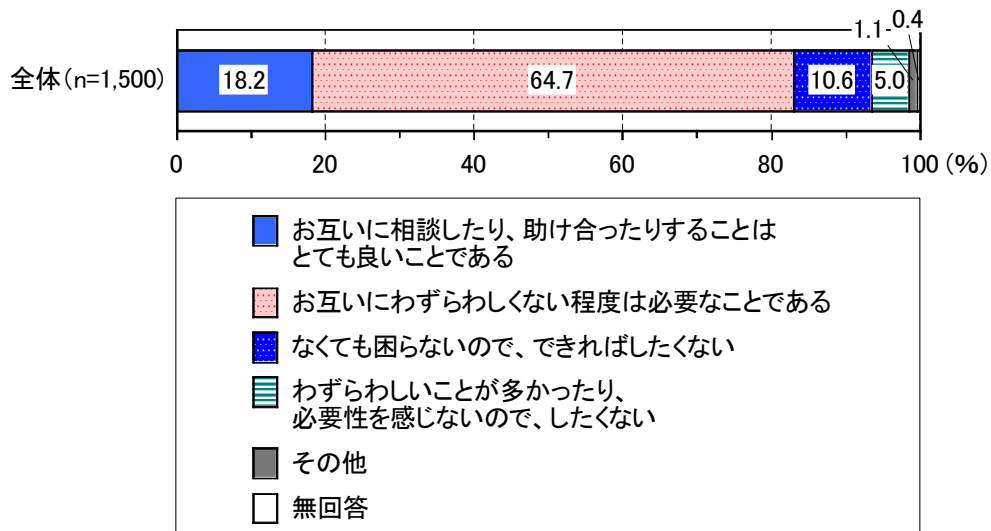


図2-13 近所づきあいに対する考え 【市民（18歳以上）】



イ. 住民同士の交流と助け合いへの関心の低下

地域・周辺的环境に関する項目の中で、「子どもから高齢者まで住民間の交流は活発である」、「地域での助け合いに関心のある人が多い」、「住民が気軽に集える場所がある」については『そう思わない（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の計）』が多数を占めています。

また、地域福祉の推進のために必要な取組として、市民の約3割が「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」を期待しています。

地域における住民同士の交流の場所・機会を増やすこと、あわせて地域での助け合いへの関心を高めることについて検討していくことが必要です。

図2-14 地域や周辺的环境 【市民（18歳以上）】

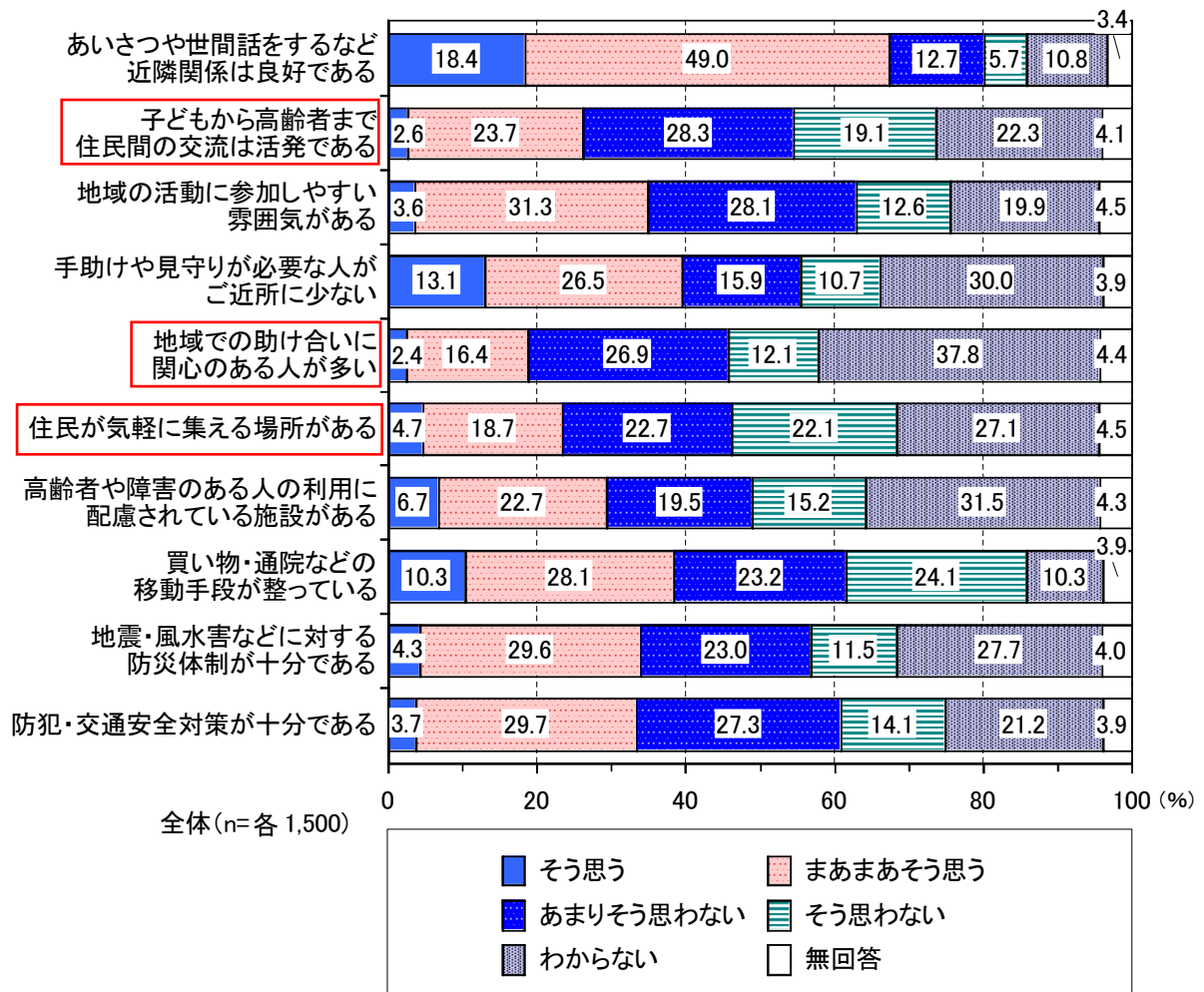
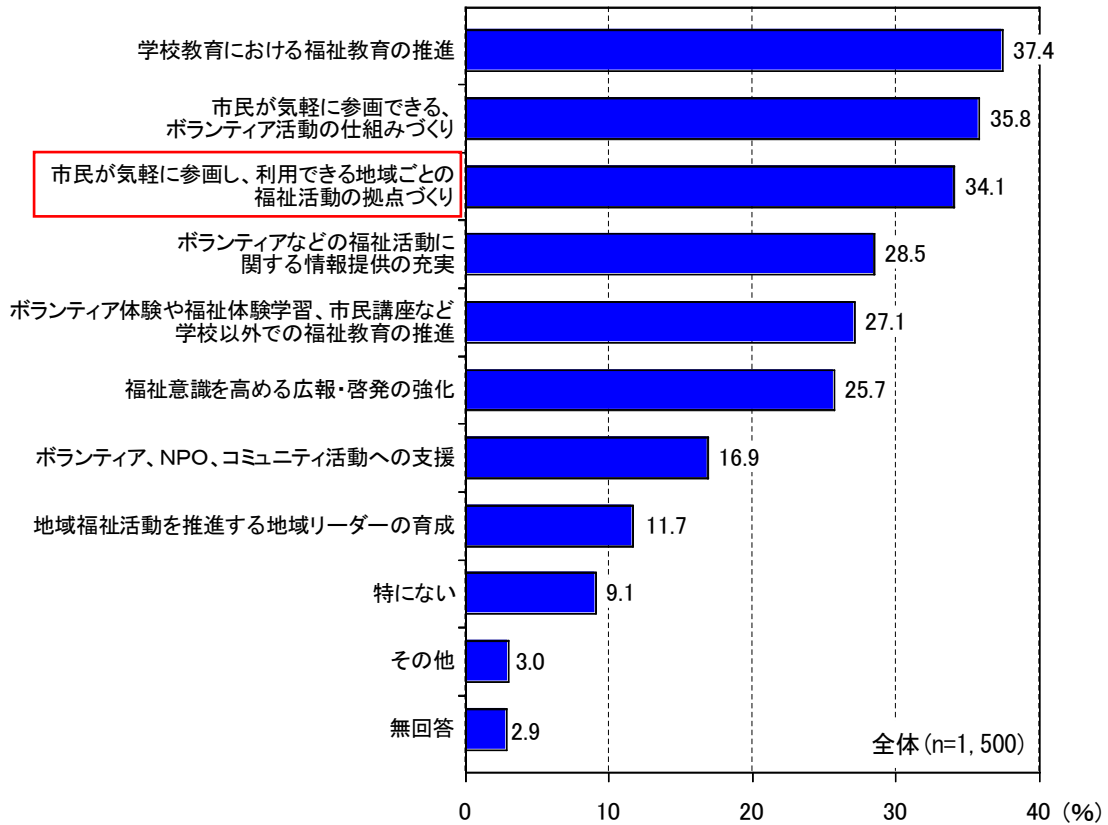


図2-15 地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



ウ. 地域生活課題を抱える人への対応

「認知症の人」、「老老介護・認認介護」、「ひきこもり」などといった、何らかの地域生活課題を抱える人について、自治会長、民生委員・児童委員の約9割が、「見聞きしたことがある」と回答しているのに対して、市民の約6割は「見聞きしたことがない」と回答しています。地域のつながりや近隣の方への関心が薄れていることにより、身近で困っている人や課題が見えにくくなっています。

こうした地域で困難を抱える人を適切に把握し、専門機関を含む多様な社会資源との連携を深めながら、その解決を図るための対応策を検討していくことが必要です。

図2-16 地域で困難を抱える人の把握 -複数回答- 【市民（18歳以上）】

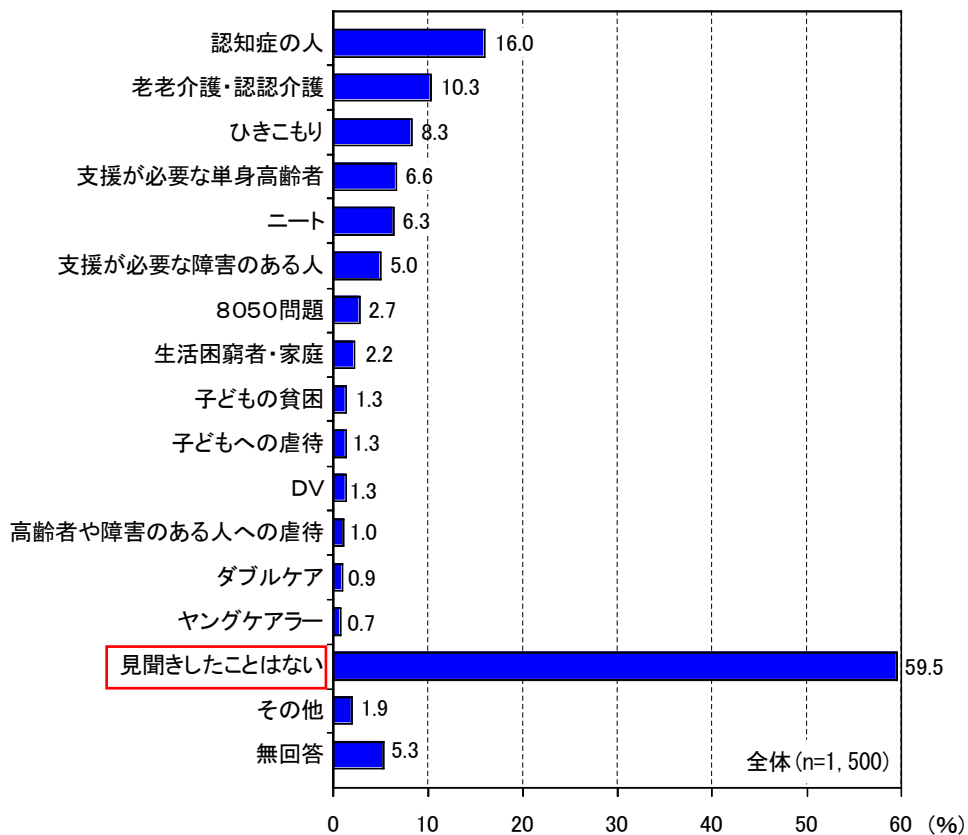


図2-17 地域で生活課題を抱える人の把握 -複数回答- 【自治会長】

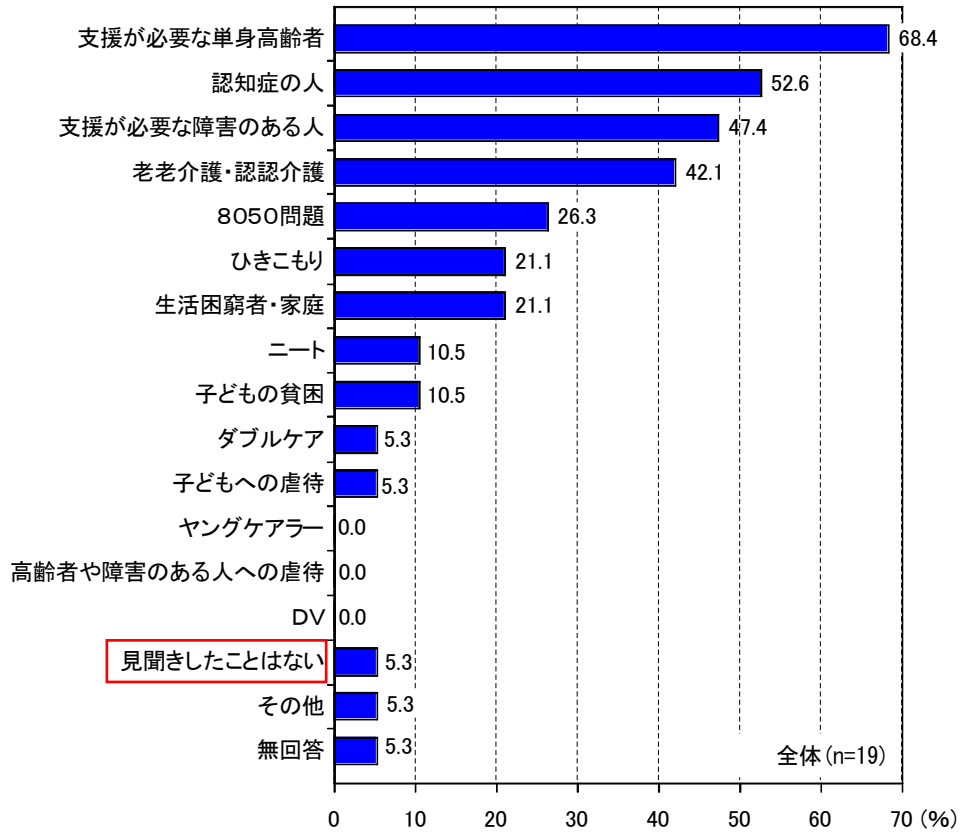
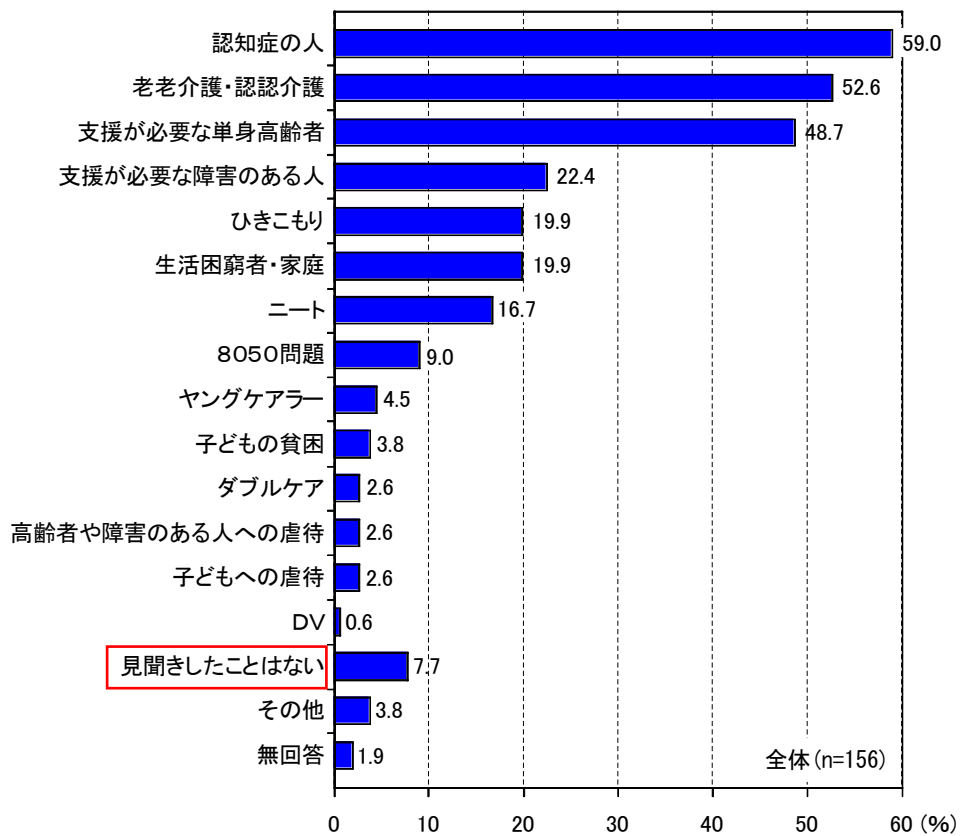


図2-18 地域で生活課題を抱える人の把握 -複数回答- 【民生委員・児童委員】



エ. ボランティア・地域活動への参加意欲と現状のギャップ

ボランティア活動や地域の支え合い活動に『参加している』市民は、約1割にとどまっていますが、今後、『参加したい』とする市民は約6割を占めています。このことから、条件が合えばボランティア活動などに参加したいと思う市民が多くいることがわかります。

また、地域福祉の推進のために必要な取組として、「市民が気軽に参画できるボランティア活動の仕組みづくり」や「ボランティアなどの福祉活動に関する情報提供の充実」を期待する市民が約3割います。

ボランティア活動などに参加している人と参加したい人のギャップを解消するために、啓発や活動の仕組みづくりなど、活動参加につながる方策を検討していくことが必要です。

図2-19 ボランティア活動の参加状況 【市民（18歳以上）】

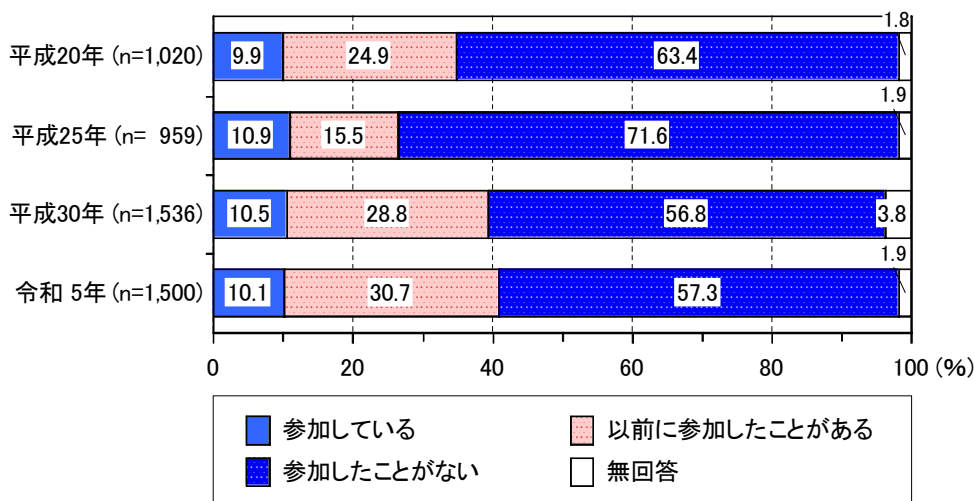


図2-20 ボランティア活動の参加意向 【市民（18歳以上）】

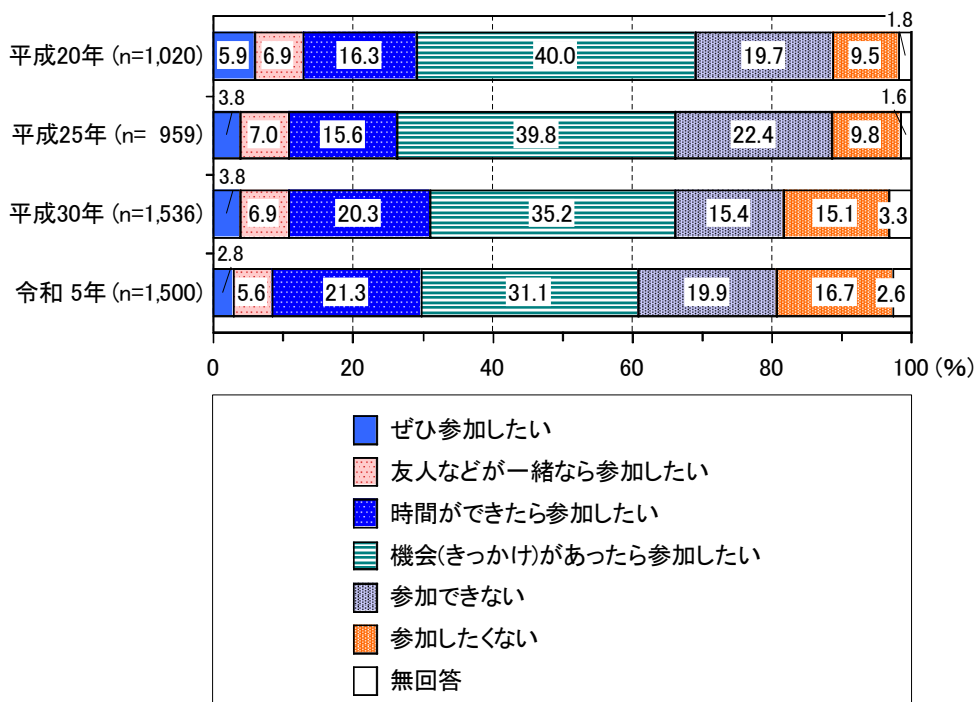
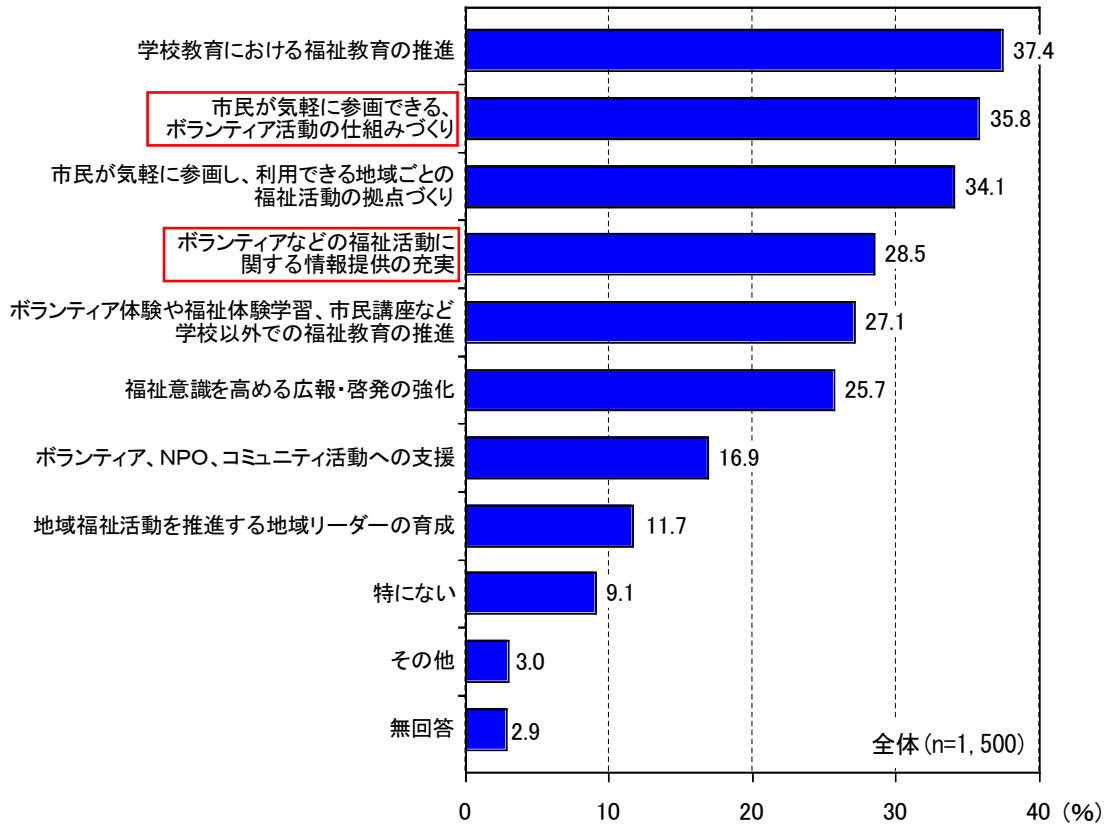


図2-21 [再掲] 地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



オ. 福祉教育の推進

若年者（15歳～17歳）では、8割以上が福祉教育を受けた経験があり、多くが「体験を通じた障害者理解」や「障害のある人との交流」などの学校を通じて行われる障害者理解に関する福祉教育により、「福祉に関する意識が変わった」と回答していると推察できます。

また、今後の地域福祉の推進のために必要な取組として、「学校教育における福祉教育の推進」や「ボランティア体験や福祉体験学習、市民講座など学校以外での福祉教育の推進」に多くの回答が寄せられ、地域福祉に関する福祉教育の充実が求められています。

学校を通じて行われる福祉教育について、障害者理解に関する内容だけではなく、地域福祉全体をテーマとするとともに、市民講座など学校以外での福祉教育の推進をしていくことが必要です。

図2-22 福祉教育を受けた経験の有無 【若年者(15歳～17歳)】

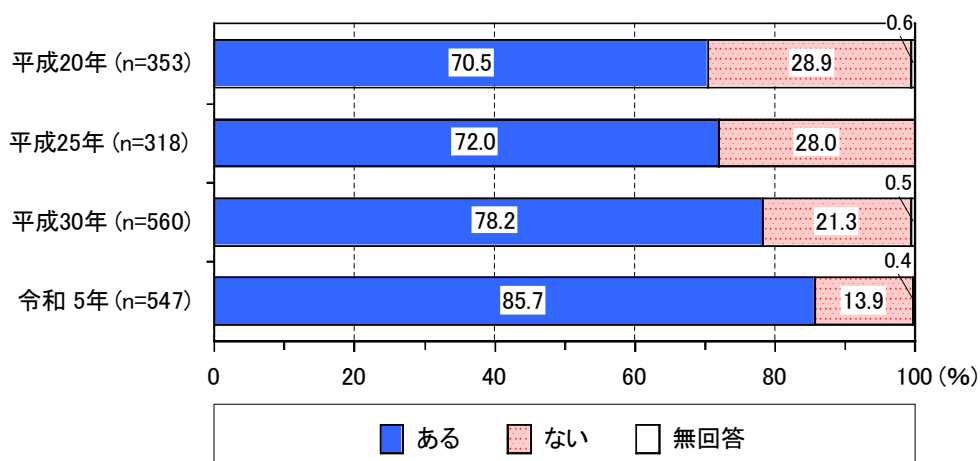


図2-23 福祉教育を受けた後の意識の変容 【若年者(15歳～17歳)】

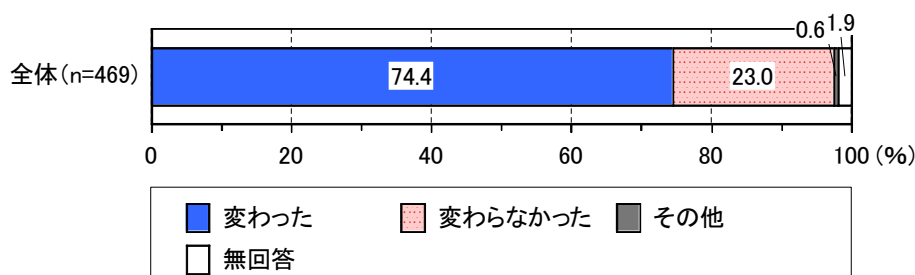


図2-24 福祉への意識を変えた福祉教育の内容 -複数回答- 【若年者(15歳~17歳)】

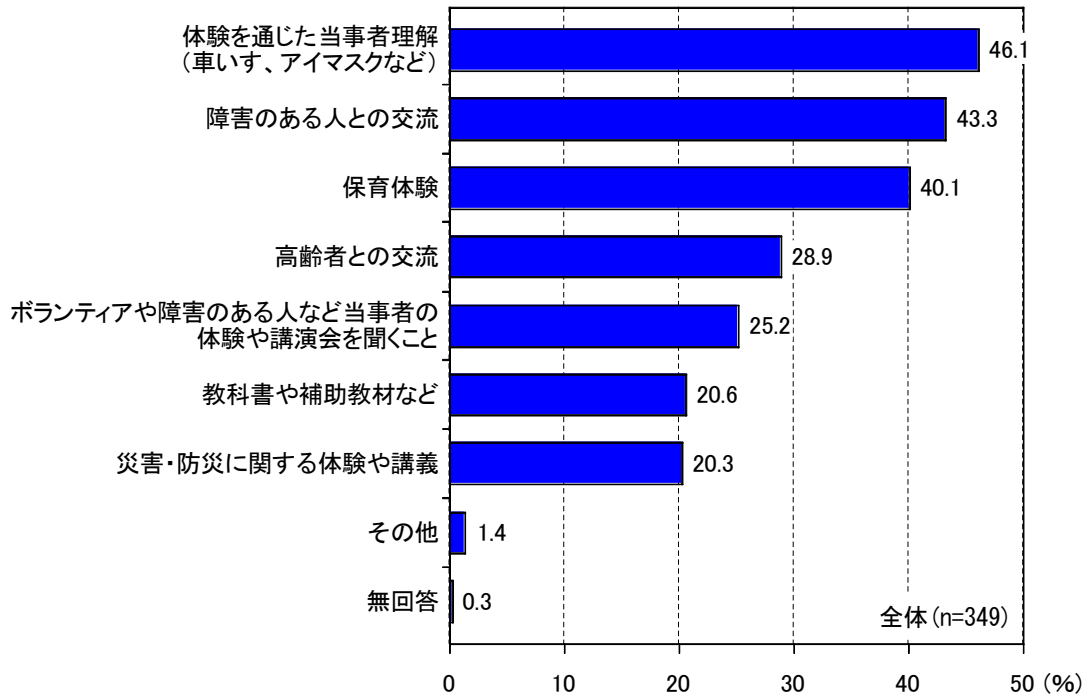
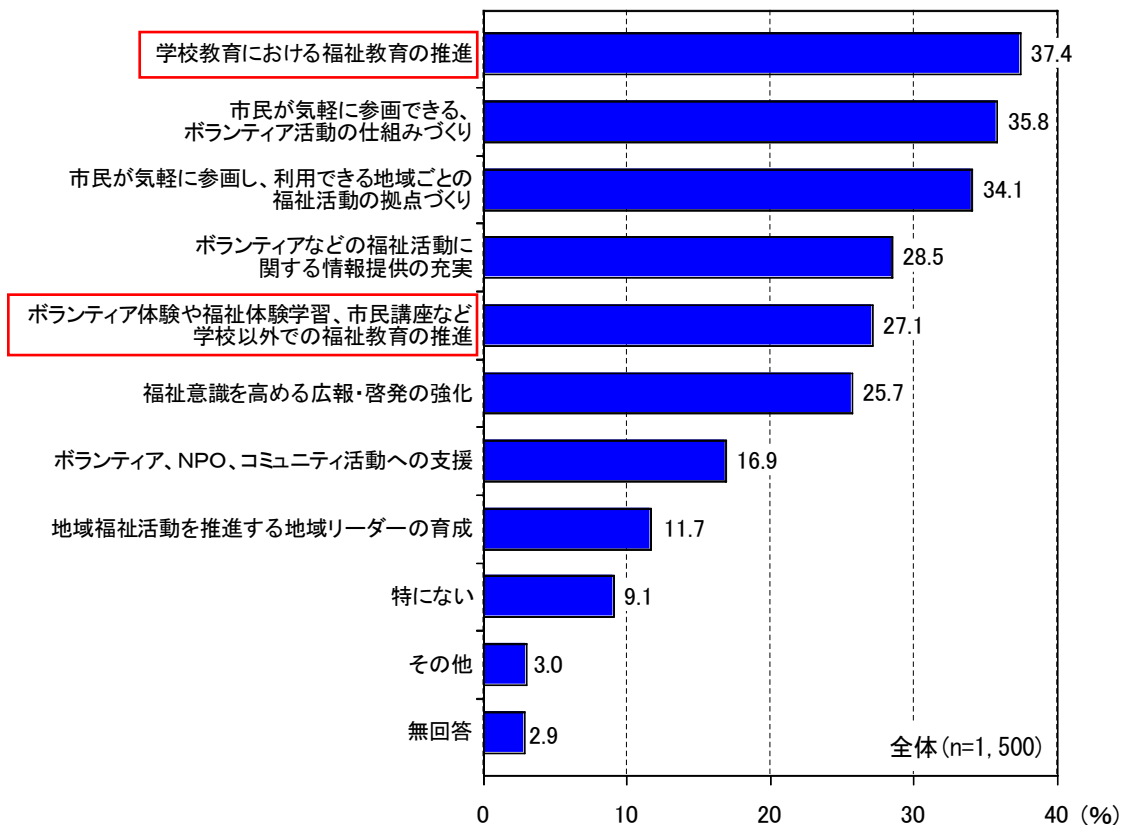


図2-25 【再掲】地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



カ. 地域防災活動の周知と充実

地域の自主防災組織の認知度は約5割、避難行動要支援者の認知度は約4割にとどまっています。

また、災害に備えて日頃からあればよいと考える取組のうち、避難の際に手助けが必要な人の把握については、約2割の市民が必要な取組ではあるが、個人では取り組めないと回答しています。

地域の自主防災組織などの活動を周知するとともに、避難行動要支援者への対策を地域全体の活動として取り組んでいくことが必要です。

図2-26 自主防災組織の認知度 【市民（18歳以上）】

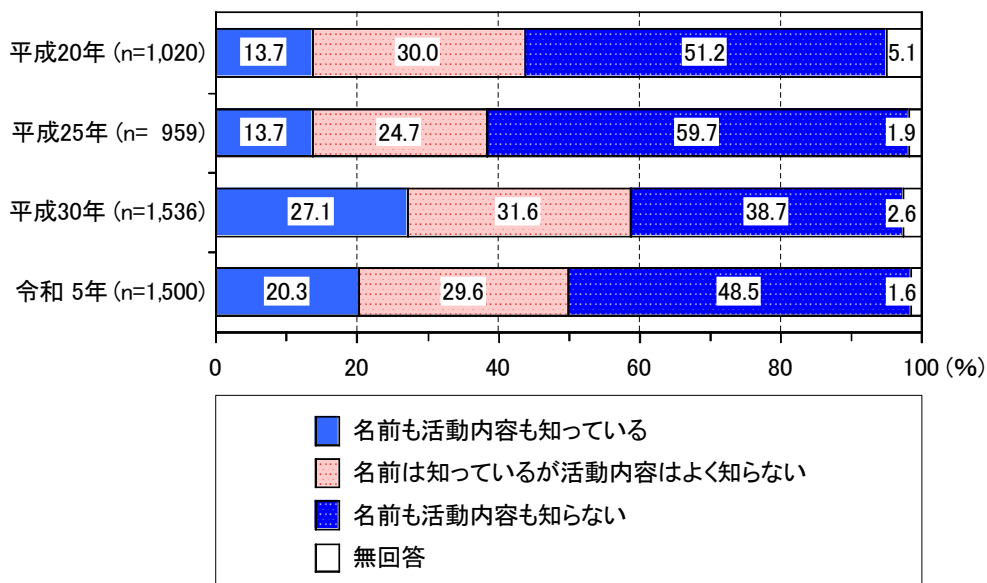


図2-27 避難行動要支援者の認知度 【市民（18歳以上）】

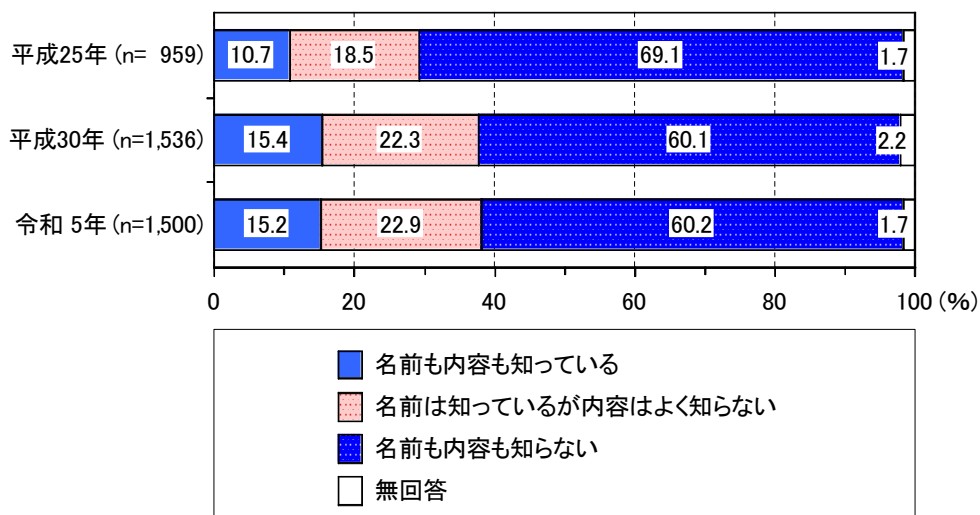
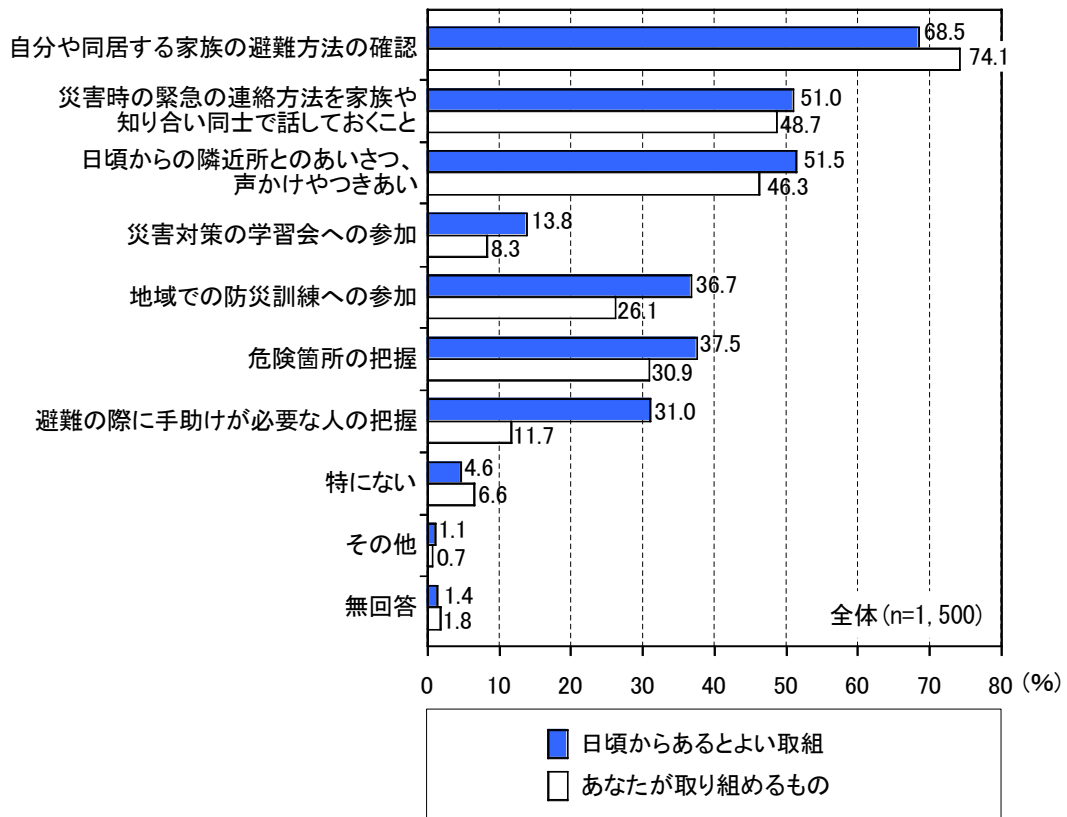


図2-28 地域や自身で取り組める防災活動 -複数回答- 【市民(18歳以上)】



キ. 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会活動の周知と充実

社会福祉協議会、地区社協及び福祉委員会の認知度については、それぞれ約1割となっており、まだまだ広く市民に知られる存在とはなっていません。

また、身近な地域での支え合いを推進していくための福祉委員会が未設立の地区もあります。

支え合い・助け合いの地域福祉活動を推進していく上で、社会福祉協議会、地区社協及び福祉委員会の活動についての周知と充実を着実に進めていくことが必要です。

図2-29 社会福祉協議会の認知度 【市民（18歳以上）】

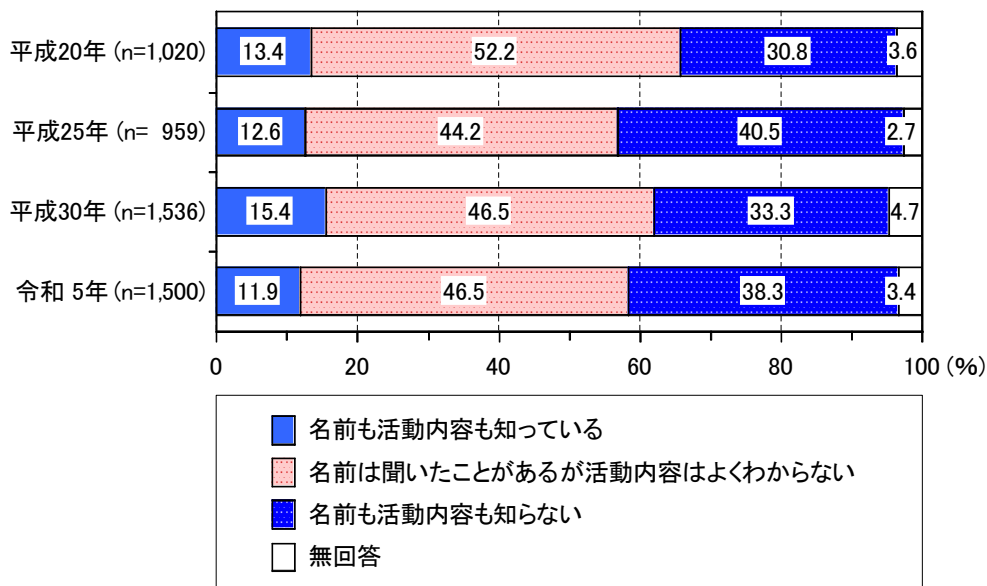
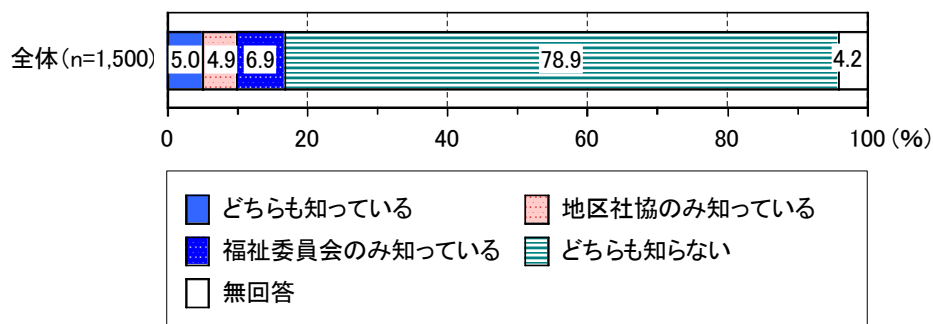


図2-30 地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会の認知度 【市民（18歳以上）】



(2) 団体ヒアリング調査

① 調査の概要

ア. 調査対象

市内で活動している各種ボランティア団体、NPO法人、関係機関などから抽出した35団体。分野は、障害（5団体）、子育て（4団体）、学習支援（1団体）、高齢（13団体）、防災（4団体）、多文化共生（2団体）、事業所（3団体）、その他（3団体）の8分野。

イ. 調査方法

郵送により調査シートを配布・回収する方法で実施。また、「その他」を除く7分野から1～2団体を抽出し面談による聞き取り調査を実施しました。

追加調査として、中学校のボランティア活動を行うグループ（2団体）からも聞き取り調査を実施しました。

ウ. 調査期間

調査シートによる調査：令和5年（2023年）10月20日（金）～11月10日（金）

聞き取り調査：令和5年（2023年）11月29日（水）～12月26日（火）

② 団体ヒアリング調査からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 団体活動の担い手（人材）の確保と育成

活動を行う上で困っていることとして、多くの団体が、「新規メンバーが入らない」、「若い担い手の不足」、「メンバーの高齢化」、「後継者がいない」ことを課題としてあげています。

各団体の組織・活動を持続していくため、担い手（人材）の確保と育成が大きな課題となっています。

イ. 地域住民が抱える課題への対応

団体が活動を通じて感じる地域の課題としては、障害のある人や外国人住民などに対する理解不足、活動場所の確保、世代間交流の減少、支援が必要な人の支援体制整備の遅れなど、実に様々な地域課題が存在しています。

なかでも、多くの団体から高齢者の交通手段・移動手段の確保が大きな課題となっていること、ひとり暮らし高齢者、社会から孤立した高齢者が増加していることについて意見が寄せられました。

こうした地域課題それぞれに対して、専門機関、活動団体などとも連携しつつ、課題解決へと結びつけていくことができるよう、地域活動の充実を図っていくことが必要です。

ウ. 団体同士の理解促進と連携強化

地域福祉に関係する多くの活動団体は、自治会や社会福祉協議会をはじめとしてすでに多くの団体と連携した取組を展開しています。今後も他の分野の団体などとの連携を図っていきたいとの意見が多く寄せられています。

団体同士の連携にあたっては、連携のきっかけがない、連携先をよく知らない、共通の意識・認識を持つことが必要であるといった意見があります。団体活動の活性化や充実につなげていくため、団体同士の相互理解を深める機会を増やし、連携強化を図っていくことが必要です。

表2-7 現在連携している団体など

連携している団体など	件数	連携している団体など	件数
1 自治会	21	17 PTA	1
2 いきいきクラブ（老人クラブ）	12	18 公民館	18
3 女性の会	6	19 地域包括支援センター	16
4 子ども会	3	20 子育て支援センター	7
5 ボランティア団体	20	21 民生委員・児童委員	16
6 NPO法人	19	22 更生保護団体	4
7 企業	14	23 赤十字奉仕団	7
8 商工会議所	4	24 自主防災組織	7
9 高齢者施設	13	25 警察・消防	12
10 障害者施設	16	26 弁護士・司法書士	5
11 医療施設	13	27 特になし	1
12 社会福祉協議会	25	28 その他 市役所2、保健センター、 ハローワークなどの就労支援機関 サロン活動団体、国際交流協会 刑事施設、保健所	8
13 地区社会福祉協議会	10		
14 福祉委員会	8		
15 保育園・乳児園・幼稚園	8		
16 小・中学校、高校、大学	17		

表2-8 今後連携していきたい団体など

連携していきたい団体など	連携していきたい団体など
1 自治会	8 福祉委員会
2 子ども会	9 PTA
3 ボランティア団体	10 公民館
4 NPO法人	11 民生委員・児童委員
5 企業	12 赤十字奉仕団
6 商工会議所	13 警察・消防
7 地区社会福祉協議会	14 その他（JR・名鉄、JA）

エ. 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築

地域福祉を担う専門機関からは、支援ニーズが複雑化・複合化していること、その対応には人員（量）・専門人材（質）が必要となっていること、さらに関係する団体・組織間の調整が必要になっていることなどの意見が寄せられました。

これらの複雑かつ複合的な事案に対して、行政をはじめとした多様な専門機関が連携した包括的支援体制の構築が求められています。

オ. 新たな視点からのボランティアへの社会的気運づくり

今回ヒアリングを実施した中学校では、地域課題の解決に向けて生徒たち自らが企画・実施した防災啓発、河川清掃といった活動を通じて、地域との関わりを持ち、地域・人とのつながりづくりの必要性を学んでいました。また、企業では、「社員のやりたい」と「地域のニーズ」をつなぐことを会社の業務として展開し、結果として刈谷市内で 20 数チームが地域課題解決に向けたボランティア活動（業務外活動）を展開しています。

現在の活動における課題として、参加者不足や固定化、周知方法、ニーズの把握、他分野との連携などがあげられていましたが、様々なところでのボランティア活動を促進することによって、地域社会におけるボランティア活動を活発化すること、活動希望者を掘り起こし、活動参加を促すことが期待できます。ボランティアへの社会的気運を高め、実際の活動へとつなげていくため、ボランティアに関する啓発活動を行うとともに、ボランティアの「やりたい」を受け入れる地域体制づくりを検討していくことが必要です。

(3) 住民参加型会議

① 住民参加型会議の概要

ア. 住民参加型会議実施の目的

各地区（北部、中部、南部）において、10年後を見据えた地域福祉の将来像並びにそれを実現するための取組を検討するワークショップ形式の地域会議を開催しました。

イ. 参加者

市内3地区の自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員会の役員など。

ウ. 開催日と参加人数

地区	北部	中部	南部
日時	令和5年12月15日（金） 15:00～	令和5年12月12日（火） 10:00～	令和5年12月7日（木） 15:00～
場所	富士松市民センター 第1研修室	刈谷市役所 503会議室	南部生涯学習センター 研修室1B
参加人数 [グループ数]	22名 [4グループ]	16名 [3グループ]	10名 [2グループ]

② 開催結果の概要

ア. 北部地区

北部地区では、子どもが少なくなっている、ひとり暮らし高齢者などが多くなり、見守りや緊急時の対応が必要、地域のつながりが少ない、地域の活動や行事の担い手がいないため、継続できなくなることなどの不安が多くあげられました。

その対応策としては、あいさつや声かけを通じて顔の見える関係づくり、少ない労力で効果的に行う行事などの見直しで役員の負担軽減を図る、地域の人や子どもと高齢者の交流などが提案されました。

地域での取組は、「楽しい」をキーワードに、気軽に集まれる機会や場所の創出、ICTを活用した情報発信を続けることで、地域に関心を持ってもらい、若い世代や高齢者が安心できる・活躍できる・つながれる元気な地域にしていこうという提案がありました。

さらに、近隣の大学や企業との連携による地域活動の活発化も提案されました。

イ. 中部地区

中部地区では、マンションが増えて住んでいる人がわからない、自治会、子ども会の加入者が減っている、他人との関わりを嫌がる人が増えた、といった地域のつながりの希薄化を心配する意見が多く上がる中で「幸せ実感、ともに笑顔全開」で暮らせる地域にしたいという意見が出ました。

そのためには、「互近助」として自分から隣の人に声をかける、その隣人は、さらに隣の人に声をかける、さらに隣の人へ、と身近な人にみんなが声をかけることにより、つながりをつくろうという活動が地域で進められており、それを中部地区全体でやってはどうかという提案がありました。

また、「防災は福祉」として、日頃の減災・防災活動を進めることは、要配慮者への支援につながることから、若者から高齢者までを巻き込んで取り組んでいきたいという提案がありました。

さらに、高齢化の進展により、認知症の人の増加、通院の不安などがあげられ、その対策として、高齢者同士の交流や生活改善による認知症の発症の減少や健康の維持が期待されています。

ウ. 南部地区

南部地区では、高齢者が多くなっていることで、高齢者のひきこもりや孤立への心配の声があげられています。その解決策として、日頃の声かけやサロン、趣味の会、イベントなどの楽しみを中心にしたつながりづくりが提案されました。

また、交通の便が悪いため、スーパーが近くにないので買い物に困る、通院が大変といった意見が出され、交通手段の充実やネットスーパーなどのデジタル技術の活用が提案されました。

定年の延長や若い世代の共働きの増加などにより、従来の地域活動の役員や担い手がないことで、地域の活動の存続を不安視する意見があげられました。それに対しては、趣味や生きがいをづくりなどを地域デビューのきっかけにして「参加者」から「担い手」、そして「リーダー」になってほしい、地域みんなが「自分のまちは最高だ」と思えるまちにする、「地域に恩返し」したいと思う住民を増やす必要があるという意見が出ました。

さらに、子どもたちの活動を大人が支援する、子どもと高齢者が交流する、中学生のボランティア精神をいかして活動してもらうなど、子どもの活動を促し、交流を図ることが提案されました。

住民参加型会議実施の様子



③ 住民参加型会議からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 人と人とのふれあいづくり、地域の絆の再生

顔を合わせる機会がない、話をする機会がない、集合住宅が増えて地域とのつながりが希薄化している、自分の生活に精一杯で他人のことに無関心になっている、他人との関係を嫌がる人が増えている、地域住民の地域に対する関心が低下しているなど、地域住民のつながりが薄れていることを不安視する意見が多く寄せられました。

地域福祉活動を進めていく上では、顔の見える関係づくりは不可欠です。そのため、まずは日頃からお隣同士で“あいさつ”や“声かけ”をしていきながら、誰もが参加できる地域の行事の開催や居場所づくりにより、顔の見える関係からお互いが支え合える関係を構築していけるようふれあい・つながりづくりを進め、地域の絆の再生に取り組んでいくことが必要です。

イ. 自治会など地域組織・活動の継続性の確保

自治会はもとより地域活動を支えてきた、いきいきクラブや子ども会といった地域組織・団体における役員の高齢化、後継者不足、未加入者の増加などが顕著となっており、組織・団体そのものの存続を危惧する意見が多くみられました。

これらの地域組織・団体の活動を継続していけるよう、活動のスリム化やICT活用による効率化、NPO法人や企業など地域の多様な人や組織との連携強化などにより組織体制、活動の見直しを行うことが必要です。

ウ. 生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり

高齢化の進展とともに、今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が予想されていますが、住民参加型会議の意見からも、高齢者が外に出ない、高齢者の居場所がない、8050問題、老老介護、いわゆる買い物難民が増加しているなど、様々な生活課題を抱えた人や世帯が増加し、それが地域の問題としても顕在化している様子がうかがえます。また、高齢者に限らず、子育て世帯や障害のある人が地域社会の中で孤立することが不安であるとの意見もみられました。

こうした地域で生活課題を抱える人を発見し、専門機関などによる相談などにしっかりとつなげていくことが必要です。専門機関などとの連携のもとで、地域もその一員となって、こうした人や世帯を適切な支援へとつなげていける仕組みづくりに関わっていくことが必要です。

エ. 災害時を想定した支援が必要な人への支援体制の整備

大地震などの災害、水害、浸水被害の恐れがある地域が多い、個人情報への制約があり災害時に手助けできるかわからない、地域の防災意識が低下しているといった意見が寄せられました。

災害時には、自主防災組織を中心として地域全体で助け合わなければなりません。防災意識の醸成を図るとともに、支援が必要な人の把握に努め、日頃からの安否確認や見守り活動などに取り組んでいくことが必要です。

(4) 第4次計画の振り返り

第4次計画で定めた成果指標の達成度については、次のとおりです。

① 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

「刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合」「ボランティア活動への参加割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動やボランティア活動の自粛などにより目標値を達成しませんでした。今後は、地域課題の把握と対策を実施するとともに、ボランティア活動や地域福祉活動のさらなる支援が必要です。

「福祉を学んだことがある人の割合」は、目標値を達成しました。

指標項目		基準値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合 (非常に進んだ+やや進んだ)		16.9%	11.8%	21.0%
福祉を学んだことがある人の割合 (若年者)		78.2%	85.7%	83.0%
ボランティア活動への 参加割合	一般市民	10.5%	10.1%	15.0%
	若年者	19.1%	13.0%	24.0%

② 支え合いのしくみづくり

「地域のつながりが強いと感じる割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛などにより目標値を達成しませんでした。今後は、住民同士が気軽に交流でき、つながりを感じられる場づくりが必要です。

「民生委員・児童委員の認知度」は、新型コロナウイルス感染症に伴う民生委員活動の自粛などにより目標値を達成しませんでした。今後は、活動内容などについてさらなる周知が必要です。

「社会福祉協議会の認知度」は、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止や地域活動の自粛などにより目標値を達成しませんでした。地域福祉活動を推進する窓口として、さらなる周知が必要です。

指標項目	基準値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値
地域のつながりが強いと感じる割合 (強い+どちらかといえば強い)	25.6%	19.4%	30.0%
民生委員・児童委員の認知度	10.2%	7.2%	15.0%
社会福祉協議会の認知度	15.4%	11.9%	20.0%

③ 安心・安全な福祉のまちづくり

「刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛や福祉ニーズの変化などにより目標値を達成しませんでした。今後は、ボランティア活動や地域福祉活動の支援をさらに進めていくとともに、福祉教育の充実を図ることが必要です。

「避難行動要支援者の認知度」「自主防災組織の認知度」は、防災意識の低下により目標値を達成しませんでした。災害発生時の活動が円滑に進められるよう、さらなる周知が必要です。

「地域包括支援センターの認知度」は、基準値から0.7ポイント上昇していますが、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛などにより目標値を達成しませんでした。地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口であることから、さらなる周知が必要です。

指標項目	基準値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合 (非常に高い+やや高い)	20.9%	18.6%	25.0%
避難行動要支援者の認知度 (名前も内容も知っている)	15.4%	15.2%	20.0%
地域包括支援センターの認知度 (名前も活動内容も知っている)	16.5%	17.2%	21.0%
自主防災組織の認知度 (名前も活動内容も知っている)	27.1%	20.3%	32.0%

2-3 第5次計画策定にあたっての課題

本市の現状、各調査結果、第4次計画の振り返りから、第5次計画を策定するにあたり課題を次の9つに整理しました。

(1) 地域福祉に関する関心の喚起、福祉教育の充実

地域住民の支え合いを基盤とした地域福祉の大切さについて理解を促し、地域福祉に関する関心を喚起していくため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、福祉に関する情報提供、講座など生涯学習の場を通じた福祉教育の充実を図っていく必要があります。

(2) ボランティア活動の活発化

条件が合えばボランティア活動に「参加したい」市民は少なくありません。ボランティアの「やりたい」気持ちを受け止め、楽しく参加できるボランティアを増やしていくことで、活動希望者を掘り起こし、ボランティア活動を活発化していくことが必要です。

(3) 地域活動の担い手の確保

自治会をはじめとする既存の地域組織・団体の中には担い手不足、高齢化などの理由で存続が難しくなっているところもみられます。これらの組織・団体の活動を継続していくよう、活動のスリム化や効率化などとあわせて、新たな担い手の確保を進めていく必要があります。

(4) 地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生

住民参加型会議では、近隣関係が希薄化していることを不安視する意見が多く寄せられました。住民同士のあいさつや声かけの促進、気軽に交流ができる場の周知などにより、地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生に取り組んでいくことが必要です。

(5) 地区社会福祉協議会及び福祉委員会活動についての周知と充実

地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会の活動についての周知を図るとともに活動を支援することで、身近な地域での支え合い活動に取り組む地区を増やすなど活動の充実を図る必要があります。

(6) 地域生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり

様々な生活課題を抱えた人や世帯が増加しています。複雑化・複合化した地域生活課題を抱える人や世帯に対し、専門機関などとの連携のもとで、地域もその一員となってこうした人や世帯を適切な支援へとつなげていける仕組みをつくる必要があります。

(7) 様々な活動団体の連携促進

地域福祉に関わる組織や団体は、自治会や社会福祉協議会などと連携して取組を行っています。さらなる団体活動の活性化や充実のため、様々な活動団体についての理解を深める機会を増やしつつ、他の分野を含めた団体同士の連携を促進していく必要があります。

(8) 地域防災力の強化

災害時に自ら避難することが困難な人など支援が必要な人への対応を適切かつ迅速に取り組んでいくためには、地域住民の助け合いが不可欠です。防災意識の醸成を図るとともに、支援が必要な人の把握、日頃からの見守り活動などに取り組むなど、地域の防災力を強化していく必要があります。

(9) 包括的支援体制の構築

地域住民の複雑化・複合化した多様な支援ニーズに対応していくため、既存の相談・支援などの取組を生かしつつ、行政をはじめとした関連する専門機関・団体が連携した包括的な支援体制を構築する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

近年、地域社会では、少子高齢化・人口減少、生活様式や価値観の多様化が進み、人と人、人と社会のつながりが希薄になったことで、支え合い・助け合いの機能の低下が危惧されています。また、地域や社会の構造変化に伴い、今まで以上に地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、身近な生活課題への対応が難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉の意識を高めること、地域住民同士のつながり・絆を強めること、様々な主体による福祉サービスの充実を図ることが必要です。

こうした取組を通して、地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指します。

—基本理念—

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

これは、第1次刈谷市地域福祉計画からの理念を継承するとともに、第8次刈谷市総合計画の柱の一つとして基本方針で掲げられた、「支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図るものです。



3-2 基本目標

本計画では、本市の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、福祉の心の醸成、地域福祉活動の推進、総合的な支援体制の充実、以上の3つを柱にした基本目標を掲げ、取組を推進します。

(1) 福祉の心の醸成 一人づくり

福祉の心を醸成するためには、住民一人ひとりが、「福祉」について理解を深め、その重要性を認識することが必要不可欠です。「地域福祉」に関する福祉教育の充実を図ることで、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む存在となります。それは同時に、地域活動の担い手の確保にもつながります。

また、気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出することで、福祉の心を育み、その活動を継続的に支援することで、活動の活発化を図ります。

(2) 地域福祉活動の推進 地域づくり

地域福祉活動を推進するためには、「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりが必要です。つながりづくりの第一歩として、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを進め、隣近所のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、地区福祉委員会の活動の支援や見守り活動の推進、地域住民が交流できる場の充実による地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「誰一人取り残さない防災」を目指し、災害への備えに取り組むとともに、防犯、交通安全にも取り組み、地域住民が安心して生活できる環境づくりに努めます。

そして、地域生活課題の解決力と地域力の強化を図るため、住民、自治会などの地域団体、ボランティア団体・NPO法人などとの連携・協働を推進します。

(3) 総合的な支援体制の充実 一体づくり

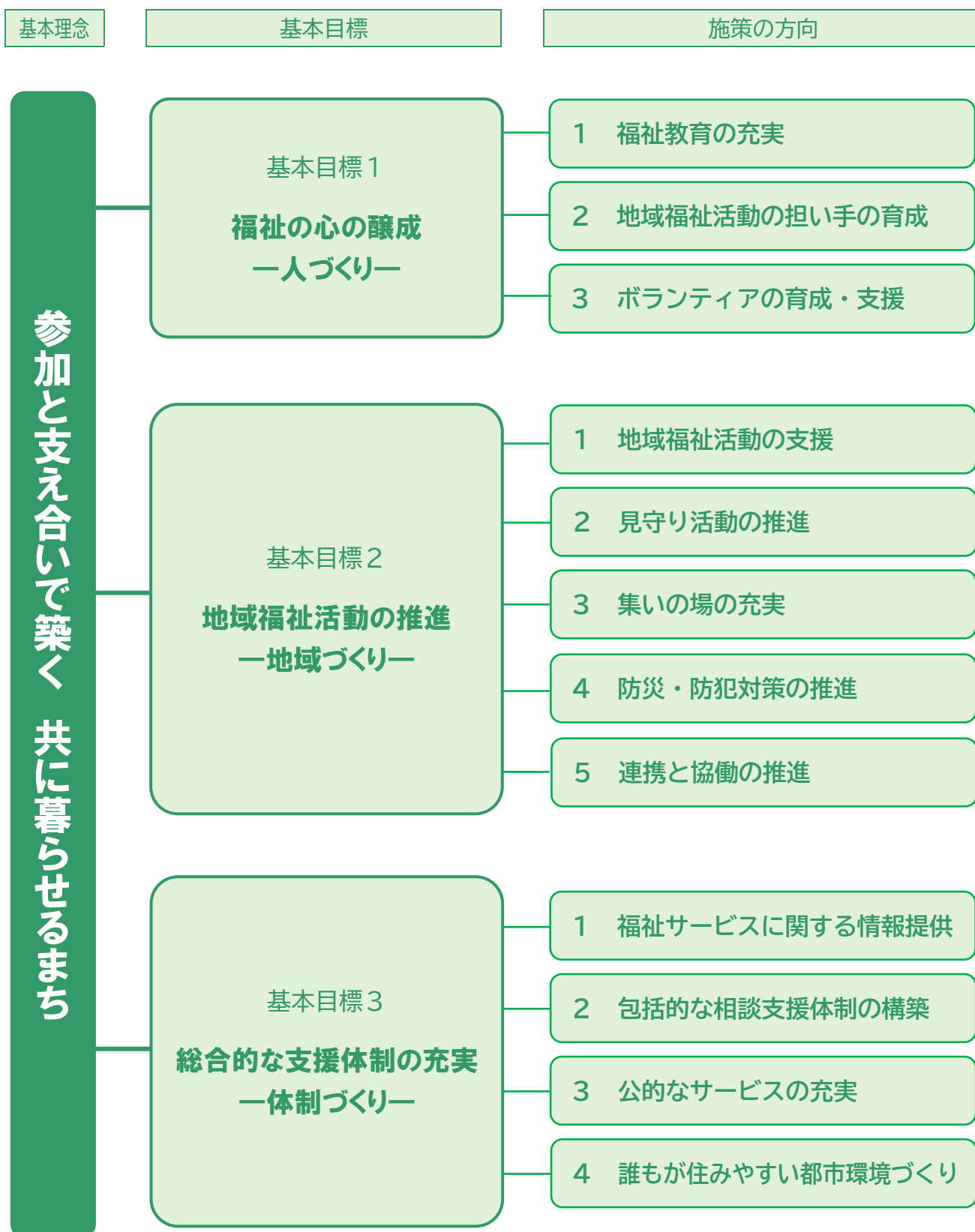
家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうした地域生活課題に対応するためには、分野を問わない包括的な相談・支援の仕組みづくりが必要です。そのため、市や社会福祉協議会、各支援機関がお互いの果たす役割を理解し、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

また、ニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、それらのサービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いた効果的な情報発信の充実を図ります。

そして、移動手段の充実、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

3-3 施策の体系

施策の体系は次の通りです。



第4章 施策の展開

基本目標1 福祉の心の醸成 一人づくりー

施策の方向1 福祉教育の充実

主な関連ゴール



【施策の方向】

地域福祉への関心を喚起するため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、生涯学習における福祉教育の充実を図り、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育みます。

(1) 学校教育などにおける福祉教育の推進

市民・地域の取組

- 福祉教育における地域福祉活動に関わる団体の連携・協力

行政・社会福祉協議会の取組

		行政・社会福祉協議会の取組	
1	幼稚園・保育園での福祉教育の推進	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設への訪問 ● 障害のある園児との交流保育の実施 ● インクルーシブ保育の充実
2	小中学校などでの福祉教育の推進	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉をテーマとした学習の推進 ● 障害のある児童生徒との交流学习の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害や認知症の理解、地域福祉をテーマとした福祉実践教室の実施 ● 福祉教育指定校への補助金の交付

福祉実践教室の様子



(2) 生涯学習としての福祉教育の推進

市民・地域の取組	
○	研修や学習の場などへの積極的な参加
○	地域の実情に合った講座などの開催

行政・社会福祉協議会の取組			
3	福祉に関する講座の実施	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座の実施 ● 市民講座の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協や福祉委員会での講座の開催支援
4	イベントや施設での体験による福祉の理解	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・健康フェスティバルの開催
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験、実習の受入れ ● 施設イベントでの地域住民との交流
5	ボッチャを通じた福祉の啓発	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ボッチャ大会の開催 ● ボッチャ体験会及びボッチャセットの貸し出し

(3) 職員に対する福祉研修の実施

行政・社会福祉協議会の取組			
6	新規採用職員への研修の実施	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉体験研修の実施 ● 障害者差別解消法についての研修の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】 ● ゲートキーパー養成講座の実施
7	保育教諭への研修などの実施	市	<ul style="list-style-type: none"> ● インクルーシブ保育を実施するための講習会への参加 ● 巡回指導の充実
8	教職員への研修の実施	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害と障害のある児童生徒についての知識を深めるための研修などの実施
9	福祉専門職への研修の実施	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)</u>についての研修の実施

ゲートキーパーとは…

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは…

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域福祉の取組を進めるため、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援(コミュニティソーシャルワーク)を行うスタッフです。福祉サービスや支援がスムーズに提供されるよう、行政、地域活動団体、関係機関などと連携してネットワーク(つながり)をつくるなど、『福祉のまちづくり』推進に欠かせない人材です。

施策の方向2 地域福祉活動の担い手の育成

【施策の方向】

地域福祉に関する福祉教育の充実を図り、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む人材の育成を行います。さらに、地域福祉活動へ気軽に参加できる機会を提供し、活動に必要な知識・技術の習得に向けた支援を行うことで担い手の確保に努めます。また、地域福祉活動の効率化のための支援などを行い活動の活性化を図ります。

(1) 地域福祉活動の機会の提供

市民・地域の取組	
○	地域福祉活動への積極的な参加
○	地域福祉活動における中学生・高校生の参加機会の提供

行政・社会福祉協議会の取組			
10	気軽に参加できる地域での活動機会の提供	市	<ul style="list-style-type: none"> ● ちょこっとささえあい事業の充実 ● ファミリー・サポート・センターの充実 ● ボランティアグループなどによる絵本の読み聞かせ会などの実施 ● 地域住民による保育活動支援の推進 ● 地域講師などの活用
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供 ● 地区社協・福祉委員会活動への中学生・高校生の参加の促進



(2) 地域で活躍する人材の育成

市民・地域の取組	
○	各種講座及び地域福祉活動への積極的な参加
○	講座受講者に対し、地域で活躍できる機会の提供

行政・社会福祉協議会の取組			
11	まちづくり及び地域福祉活動に関する人材の育成	市	<ul style="list-style-type: none"> ● わがまちのしゃべり場の開催 ● まちづくりコーディネーター養成講座などの開催
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域デビュー講座の実施 ● 地区社協や福祉委員会での講座の開催支援【再掲】
12	防災などに関する人材の育成	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災リーダー養成講座の実施 ● 災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施
13	こころとからだに関する人材の育成	市	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲートキーパー養成講座の実施【再掲】 ● 健康づくり推進員養成講座の実施
14	認知症に関する人材の育成	市	<ul style="list-style-type: none"> ● チームオレンジの取組の推進 ● はいかい高齢者検索模擬訓練の実施

チームオレンジとは…

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのことです。

災害ボランティアコーディネーター養成講座の様子



施策の方向3 ボランティアの育成・支援

【施策の方向】

ボランティア活動への関心を高めるため、気軽に参加できる機会を提供するとともに、ホームページやSNSなどを活用して、活動に関する情報提供を行います。

また、ボランティア団体と企業や自治会など多様な主体が効果的に連携できるよう、コーディネート機能のレベルアップを図るなど、さらなる支援を行います。

(1) ボランティアへの関心の喚起

市民・地域の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 気軽に参加できるボランティア活動への参加 ○ 地域行事などでのボランティアの機会の提供 	

行政・社会福祉協議会の取組			
15	気軽に参加できるボランティアの機会の提供	市	<ul style="list-style-type: none"> ● ちょこっとささえあい事業の充実【再掲】 ● ファミリー・サポート・センターの充実【再掲】
		市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・健康フェスティバルの開催【再掲】
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供【再掲】 ● 中高生を対象とした福祉施設などでのボランティア体験の実施 ● イベントなどにおける市民や企業を対象とした活動機会の提供
16	ボランティア活動の紹介及び周知	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「つながるねット」を活用したボランティアの紹介及び周知 ● 短時間、短期間で気軽に参加できる活動の紹介 ● ボランティア出前講座の開催
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体と協働した講座などの開催 ● ボランティアセンターだよりなどによる活動の周知

(2) ボランティア活動・団体への支援

市民・地域の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々なボランティア団体との交流の場への積極的な参加 	

行政・社会福祉協議会の取組			
17	ボランティアセンターの機能向上	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 刈谷市民ボランティア活動センターの運営 ● 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携強化
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営 ● 刈谷市民ボランティア活動センターとの連携強化

行政・社会福祉協議会の取組			
18	ボランティア団体への活動支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援団体の活動支援 ● 企業や学生などとの連携の推進 ● 団体同士のネットワークづくりの支援
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動への訪問による実態把握 ● ボランティア活動に必要な様々な支援 ● 共同募金などを活用した助成金の創出

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
地域での助け合いに関心のある人が多いと思う割合（そう思う+まあまあそう思う）	一般市民意識調査	—	18.8%	23.0%
福祉を学んだことにより意識が変化した人の割合（変わった）	若年者意識調査	72.8%	74.4%	75.0%
ボランティア活動への参加割合（参加している）	一般市民意識調査	10.5%	10.1%	13.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
福祉実践教室によって関心が高まった生徒の割合	受講者アンケート	68.0%	68.0%	80.0%
ポッチャを通じた福祉や障害の理解の啓発	実施回数	20回 (平成31年)	26回	30回
ちょこっとささえあい事業の実施	サポーター数	—	—	1,200人
ボランティア団体などと協働した講座の満足度	受講者アンケート	—	80.0%	90.0%

基本目標2 地域福祉活動の推進 —地域づくり—

施策の方向1 地域福祉活動の支援

主な関連ゴール



【施策の方向】

「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりを推進し、住民のウェルビーイングを向上させるため、住民が地域課題を主体的に把握し、解決につなげられるよう、地域福祉活動の充実を図ります。また、各種活動を担う人材を育成するとともに、地区社協及び福祉委員会などの活動を周知します。

(1) 地区社協・福祉委員会などの活動の充実と周知

市民・地域の取組

- 地域福祉活動への積極的な参加
- 地区社協・福祉委員会などによる地域福祉活動の充実

行政・社会福祉協議会の取組

19	地区社協及び福祉委員会で活躍する人材の育成	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー(CSW)についての研修の実施【再掲】 ● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供【再掲】
20	地区社協・福祉委員会の周知	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市公式 LINE などによる活動の周知
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社協だよりなどによる活動の周知 ● SNS などを活用した情報発信
21	地域福祉活動などに対する活動支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● わがまちのしゃべり場の開催【再掲】 ● かりや夢ファンド補助金の交付 ● 笑顔あふれる地域づくり補助金の交付 ● 自治会業務効率化支援事業補助金の交付 ● 地域課題解決に向けた情報連携の促進 ● 地区社協及び福祉委員会の活動支援 ● 健康づくり推進員の活動支援 ● 赤十字奉仕団の活動支援
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地区社協及び福祉委員会の活動支援 ● 座談会の開催 ● 地区社協交流会の開催

ウェルビーイングとは…

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことです。

施策の方向2 見守り活動の推進

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や団体などの協力を得て、困難を抱えた人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、支援を必要とする人にいち早く対応できるよう、住民同士のあいさつや声かけを促進し、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを推進します。

(1) 地域における見守り活動の充実

市民・地域の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ あいさつや声かけなどによる住民相互の「顔の見える関係」づくり ○ 地域の民生委員・児童委員などへの情報提供 	

行政・社会福祉協議会の取組			
22	地域の見守り活動に対する支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ● 地域団体によるあいさつ運動の促進 ● 生活指導懇談会の開催
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉委員会が取り組む見守り活動への支援
23	個別対応などに対する支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等見守り活動の推進 ● 行方不明高齢者等 SOS ネットワークの活用
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のお店などとの連携による見守りの実施



施策の方向3 集いの場の充実

【施策の方向】

高齢者、障害のある人、子育て中の親子など、多様な地域住民が交流し、地域のつながりづくりや絆の再生を進められるよう、地域住民が交流できる場を充実させ、地域コミュニティの活性化を図ります。

(1) 地域における集いの場の充実

市民・地域の取組	
○ 地域の集いの場への積極的な参加	

行政・社会福祉協議会の取組			
24	各種集いの場などの提供	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の集いの場 ● 高齢者の集いの場 ● 子ども・子育てに関する集いの場 ● 放課後子ども教室 ● 中高生の居場所(なごみんはあと)

(2) 地域住民が主体となって運営するサロンなどの充実

市民・地域の取組	
○ 地域のサロン活動などへの積極的な参加	

行政・社会福祉協議会の取組			
25	各種サロンなどの運営支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域サロンへの活動支援 ● いきいきクラブへの活動支援 ● 老人いこいの場の運営支援 ● 認知症カフェの運営支援 ● 子育てサークル・子育て支援団体への活動支援
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉委員会によるサロン活動への支援 ● ボランティアによるサロン活動への支援

施策の方向4 防災・防犯対策の推進

【施策の方向】

「誰一人取り残さない防災」を目指し、自主防災組織の機能向上を図るとともに、避難行動要支援者の実態把握と個別避難計画の策定を進め、支援が必要な人への対策の強化と地域における防災力の向上を図ります。

また、地域における防犯活動及び交通安全対策を充実させるとともに、各種団体や関係機関などとの連携を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 地域の自主防災活動の充実

市民・地域の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に助け合える関係づくりの構築 ○ 自主防災組織への協力や避難訓練などへの積極的な参加 ○ スムーズな避難所開設など地区の防災力の向上 	

行政・社会福祉協議会の取組			
26	地区の防災活動への支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災リーダー養成講座の実施【再掲】 ● 自主防災会への活動支援 ● 地区による防災訓練の実施支援 ● 防災に関する学びの機会の提供 ● 赤十字奉仕団による防災活動支援
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉委員会による防災活動への支援 ● 防災ボランティア団体への支援 ● 福祉避難所の開設訓練の実施
27	支援が必要な人への対策	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の把握 ● 地域の実情に応じた個別避難計画の作成 ● 個別避難計画に基づいた避難訓練の実施の支援 ● 福祉避難所の整備などの推進

(2) 地域の防犯活動の充実支援・交通安全の啓発

市民・地域の取組	
○ 防犯活動や交通安全運動への積極的な参加	

行政・社会福祉協議会の取組			
28	見守り活動の支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域安全パトロール隊の活動支援 ● スクールガードの活動支援 ● 交通指導員の活動支援 ● 保護司による防犯パトロールの活動支援
29	防犯活動の普及・促進	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察との連携による防犯の啓発 ● 防犯用具購入費の補助

施策の方向5 連携と協働の推進

【施策の方向】

地域生活課題の解決力と継続的な地域力の強化のため、住民、自治会などの地域団体だけでなく、ボランティア、NPO法人、企業など様々な分野を含めた団体同士が連携・協働し、さらなる活動の活性化や充実を図ります。

(1) 市民団体・事業所などとの連携と協働の推進

市民・地域の取組	
○	多様な団体の交流の機会への積極的な参加

行政・社会福祉協議会の取組			
30	団体同士の交流の場の提供	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 知識や人材の団体間での共有 ● 協働のまつり場の開催
31	団体同士の連携の推進	市	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体と企業の連携支援 ● 行政・企業などの情報連携による活動のマッチング ● わがまちのつむぎ場の開催 ● エリアプラットフォームによるまちづくり活動の支援 ● 地域学校協働活動推進員による学校と地域活動のコーディネート
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・法人などとの連携強化 ● 地域福祉活動、ボランティア団体、企業間の連携支援

エリアプラットフォームとは…

行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組（＝まちづくり）について協議・調整を行うための場のことです。

地域学校協働活動推進員とは…

地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動（※）の企画・立案や、学校や地域住民、企業・団体・機関などの関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集・確保などを行う、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担います。

※地域学校協働活動とは…

地域の未来を支える人材育成を目指し、地域と学校が連携協働して子どもたちの成長を支えるために行う活動のことです。具体的には、学校行事や授業の補助、登下校の見守り、郷土や伝統文化の学習指導などの支援や放課後の学習活動、児童生徒の社会奉仕体験活動などが想定されています。

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合（非常に進んだ+やや進んだ）	一般市民意識調査	16.9%	11.8%	17.0%
地域のつながりが強いと感じる割合（強い+どちらかといえば強い）	一般市民意識調査	25.6%	19.4%	26.0%
民生委員・児童委員の認知度（委員も活動内容も知っている）	一般市民意識調査	10.2%	7.2%	10.0%
自主防災組織の認知度（名前も活動も知っている）	一般市民意識調査	27.1%	20.3%	27.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
座談会の開催	地区数	—	3地区 (※)	23地区 (全地区)
民生委員・児童委員による訪問	回数	21,560回	23,387回	25,000回
個別避難計画の策定	取組地区数	—	6地区	23地区 (全地区)

(※) 北部、中部、南部の3地区にて実施

基本目標3 総合的な支援体制の充実 一体づくり

施策の方向1 福祉サービスに関する情報提供

主な関連ゴール



【施策の方向】

様々な人々が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いて効果的に情報を発信するとともに内容の充実を図ります。

(1) 様々な媒体などを活用した情報提供

市民・地域の取組	
○ 地域福祉活動に関する情報発信	

行政・社会福祉協議会の取組		
32	各種行政サービスなどの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉サービスガイドブックなどの発行 ● 障害福祉ガイドの発行 ● 子育てガイドブックの発行 ● 「子育てコンシェルジュ通信」の発行 ● あいかり、市公式 LINE などを活用した情報発信
		<ul style="list-style-type: none"> ● 「社協だより」の発行 ● SNSなどを活用した社会福祉協議会の周知



【主な地域資源一覧】

地域福祉活動・ボランティア	
地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区社会福祉協議会 ●各地区福祉委員会
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ボランティア活動センター ●社会福祉協議会ボランティアセンター ●かりや衣浦つながるねット

高齢	
相談	<ul style="list-style-type: none"> ●富士松地域包括支援センター ●雁が音地域包括支援センター ●中部地域包括支援センター ●中央地域包括支援センター ●依佐美地域包括支援センター ●朝日地域包括支援センター ●基幹型地域包括支援センター
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ●刈谷市シルバー人材センター
学び	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座 ●市民講座
仲間づくり・交流	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきクラブ ●高齢者交流プラザ ●いきいきプラザ ●ぬくもりプラザ ●生きがいセンター ●認知症カフェ ●地域サロン ●老人いこいの場
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ちょこっとささえあいセンター

その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者総合相談窓口 ●犯罪被害者支援総合的対応窓口 ●成年後見支援センター ●かりまる ●チョイソコ

障害	
相談	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター灯 ●相談支援事業所こころ悠々 ●子どもと福祉の相談センターひかりのかけ橋 ●子ども相談センター ●刈谷児童相談センター
相就談職	<ul style="list-style-type: none"> ●刈谷公共職業安定所専門援助部門 ●障害者就業・生活支援センター「くるくる」
学び	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座 ●市民講座
交流	<ul style="list-style-type: none"> ●心身障害者福祉会館 ●地域活動支援センター ●各障害者団体

子ども・子育て	
(子育てコンシェルジュ) 相談	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター ●子育て広場 ●しげはら園 ●ファミリー・サポート・センター ●妊娠・子育て応援室 ●子ども相談センター ●障害者就業・生活支援センター「くるくる」
遊び・学び	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター ●子育て広場 ●児童館 ●ほのほのルーム ●刈谷おもちゃ病院 ●めばえ図書館
交流	<ul style="list-style-type: none"> ●各支援団体 ●各子育てサークル ●サロン
預ける子どもを	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリー・サポート・センター ●放課後児童クラブ

総合相談	
	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉総合相談窓口（市） ●福祉相談窓口（社協）

施策の方向2 包括的な相談支援体制の構築

【施策の方向】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

(1) 重層的支援体制整備事業の実施

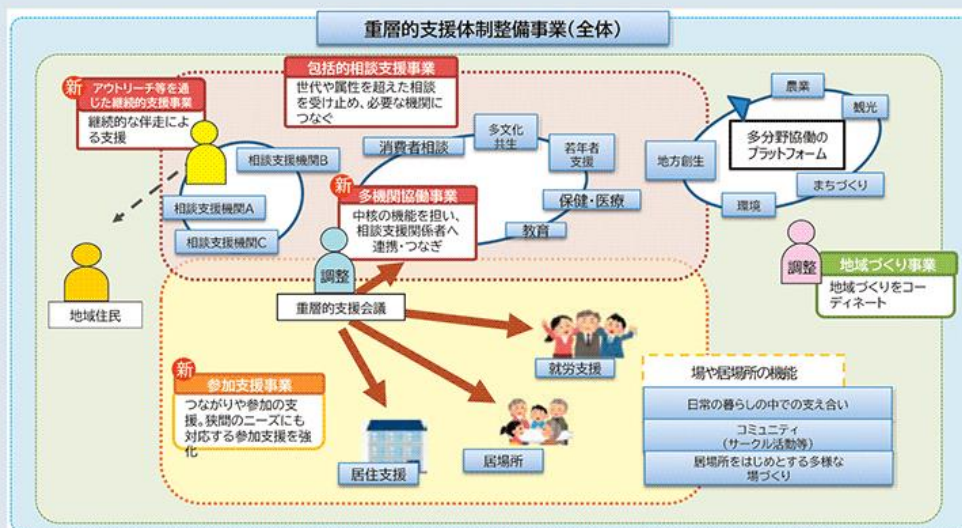
行政・社会福祉協議会の取組			
33	包括的相談支援	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉総合相談窓口の設置 ● 各種相談窓口の充実
34	多機関協働	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援会議の実施 ● 支援会議の実施
35	アウトリーチなどを通じた継続的な支援の実施	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人への支援の実施 ● 潜在的な相談者の把握 ● 本人との信頼関係確保に向けた支援
36	参加支援	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援 ● 利用者ニーズを踏まえた支援メニューの開拓 ● 本人への定着支援と受け入れ先の支援
37	地域づくりに向けた支援	市・社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 ● 交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート ● 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化

(2) 専門的な相談支援体制の充実

行政・社会福祉協議会の取組			
38	高齢者に関する相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの運営
39	障害に関する相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 ● 障害者支援センターの運営
40	子ども・子育てに関する相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てコンシェルジュによる相談対応 ● 妊娠・子育て応援室の設置 ● 子ども相談センターの運営
41	生活困窮者などに関する相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立相談支援
42	ひきこもりに関する相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者総合相談窓口の設置
43	福祉全般に関する相談支援	社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉相談窓口の設置
44	DV被害者や犯罪被害者などへの相談支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪被害者支援総合的対応窓口の開設 ● 警察など関係機関との連携強化

重層的支援体制整備事業とは…

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものです。



資料：厚生労働省社会・援護局作成

重層的支援会議とは…

関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議です。

支援会議とは…

社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能です。

アウトリーチとは…

積極的に対象者の居る場所に向向いて働きかけ、また、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることです。

施策の方向3 公的なサービスの充実

【施策の方向】

高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自立した日常生活や社会生活が続けられるよう、福祉サービスを充実させるとともに、社会参加への促進を図ります。

(1) 地域で自立した日常生活を送るためのサービスの充実

行政・社会福祉協議会の取組			
45	高齢者に対する福祉サービスの充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● タクシー券の交付 ● 配食サービスの実施 ● 見守り安心機器の貸与 ● 福祉電話の実施 ● ごみの戸別収集事業の推進 ● ちょこっとささえあい事業の充実【再掲】
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張理美容費の助成 ● 車いすの貸出 ● 車いす移送車の貸出
46	障害のある人に対する福祉サービスの充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活用具費及び日常生活用具の給付 ● タクシー券の交付 ● ごみの戸別収集事業の推進【再掲】 ● 地域生活支援事業の利用促進
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張理美容費の助成 ● 車いすの貸出【再掲】 ● 車いす移送車の貸出【再掲】
47	子育て世帯に対する福祉サービスの充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリー・サポート・センターの充実【再掲】
48	生活困窮者に対する福祉サービスの充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 家計改善支援事業の実施
		社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉資金などの貸付

(2) 社会参加の促進

市民・地域の取組

○ 様々な活動への関心、積極的な参加

行政・社会福祉協議会の取組

49	高齢者の社会参加への支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー人材センターへの活動支援
50	障害のある人の社会参加への支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用への理解促進 ● 農福連携の推進 ● ピアサポート及びピアカウンセリングの実施
51	生活困窮者の社会参加への支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居確保給付金の支給 ● 就労準備支援事業の実施 ● 就労支援事業の実施 ● 居宅支援事業の実施 ● 子どもの学習・生活支援事業の実施



施策の方向4 誰もが住みやすい都市環境づくり

【施策の方向】

バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設や道路の整備を進めるとともに、公共交通の充実を図り、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

(1) ユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実

市民・地域の取組	
○ バリアフリーやユニバーサルデザインの理念への理解	

行政・社会福祉協議会の取組			
52	バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設のバリアフリー化の推進 ● 公共空間や設備におけるユニバーサルデザインの導入 ● 民間施設のバリアフリー化への補助 ● JR刈谷駅改良に対する鉄道事業者への補助
53	路線バスの維持及び充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間バス事業者との連携
54	「かりまる」の充実	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線の再編 ● 利用促進イベントの実施
55	地域の特性に応じた多様な交通手段の検討	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>チョイソコかりや</u>」などの地域内交通の導入
56	市民・交通事業者と共に創る公共交通の実現	市	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通に関する多様な主体との連携による取組の実施

チョイソコかりやとは…

指定された区域内の乗降場所間を移動する予約型の乗り合い送迎サービスです。

チョイソコかりや



かりまる



【成果指標】

指標項目	対象者	参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合（非常に高い+やや高い）	一般市民 意識調査	20.9%	18.6%	21.0%
社会福祉協議会の認知度 (名前も活動も知っている)	一般市民 意識調査	15.4%	11.9%	16.0%
地域包括支援センターの認知度 (名前も活動も知っている)	一般市民 意識調査	16.5%	17.2%	18.0%

【年度目標】

項目	参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
重層的支援体制整備事業の実施	—	未実施	実施

第5章 成年後見制度利用促進計画

5-1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで入院・入所などの契約締結（身上保護）や財産管理などを行うことに不安のある人（以下「認知症高齢者など」という。）を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うことを目的とした制度です。

国は、平成28年（2016年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）を施行し、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの第一期基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることとされました。

また、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの第二期基本計画では、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



資料：厚生労働省ホームページ（第二期成年後見制度利用促進基本計画）より

市町村においては、促進法第14条第1項で『成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める』こととされており、本計画は、この規定に基づき、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

本計画は、第5次刈谷市地域福祉計画にあわせて、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年を計画期間とします。

成年後見制度のイメージ



成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

「法定後見制度」

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが本人を法律的に支援する制度です。（本人の判断能力に応じて、「成年後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。）

後見人等の種類	本人の判断能力	後見人等の援助手段	代理・取消しできること
成年後見人	↑ ない ↓	代理権	財産に関するすべての法律行為の代理
		取消権	日常生活に関する行為※1を除いた行為の取消し
保佐人		代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の取消し
補助人		代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の一部の取消し（本人同意の上、家庭裁判所が定める）

※1：日常生活に関する行為・・・食料品や衣類の購入等

※2：法律で定められた重要な行為・・・借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など

「任意後見制度」

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

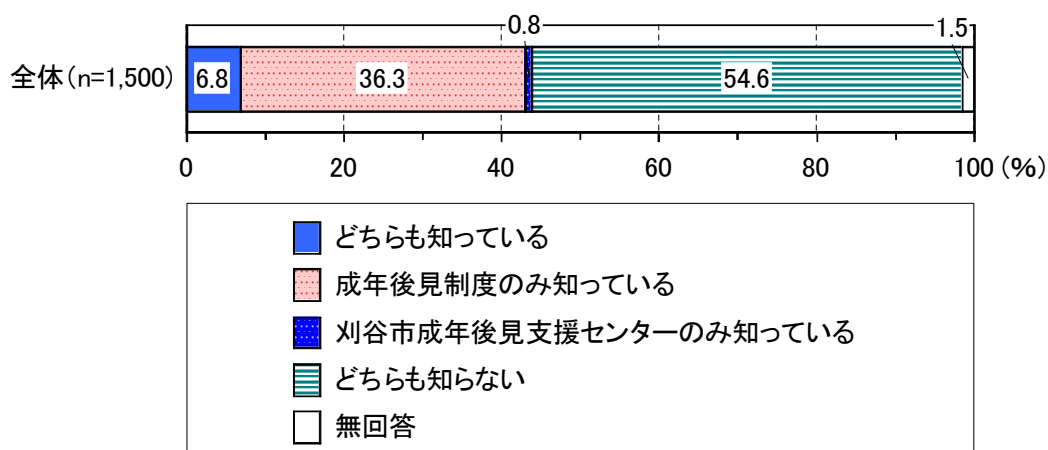
5-2 成年後見制度を取り巻く状況

(1) 市民意識調査

市民アンケートの調査結果では、成年後見制度やその相談先である成年後見支援センターについて「どちらも知らない」が54.6%と最も高く、次いで「成年後見制度のみ知っている」が36.3%となっています。

成年後見支援センターの認知度を高め、また、支援が必要な人に情報が届くよう、多様な媒体を活用し、活動を周知していく必要があります。

図5-1 成年後見制度および成年後見支援センターの認知度



資料:市民意識調査(令和5年)

(2) 高齢者の状況

令和6年(2024年)4月1日現在、本市の人口は152,682人で、そのうち65歳以上は31,552人、75歳以上は17,274人となっています。

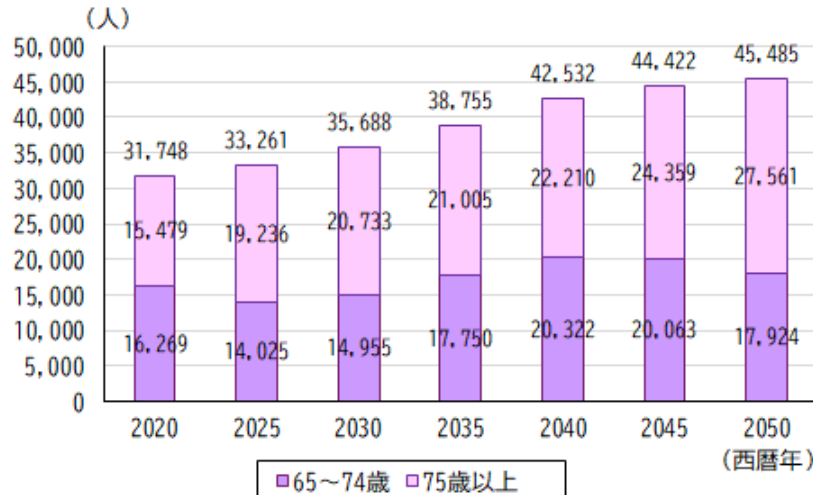
表5-1 高齢者人口の推移

区分 \ 年度	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)
人口	151,981人	152,682人
65歳以上人口	30,349人	31,552人
75歳以上人口	14,127人	17,274人
高齢化率	20.0%	20.7%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

高齢化の進展により、本市の高齢者(65歳以上)の人口は今後増加する見込みです。特に後期高齢者(75歳以上)の増加が顕著となることから、認知症高齢者が増加が見込まれます。

図5-2 高齢者人口の推計



資料：2020年は国勢調査。2025～2050年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』による。

(3) 知的障害者及び精神障害者の状況

令和6年（2024年）4月1日現在、療育手帳所持者は1,119人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,666人となっています。

表5-2 療育手帳所持者の状況

区分	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	計
平成31年	355人	265人	324人	944人
令和6年	429人	315人	375人	1,119人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

表5-3 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

区分	1級（重度）	2級（中度）	3級（軽度）	計
平成31年	147人	721人	276人	1,144人
令和6年	178人	1,105人	383人	1,666人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(4) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用対象者数は次第に増加しています。令和6年（2024年）の内訳をみると、認知症高齢者が3,195人、知的障害者が1,119人、精神障害者が1,666人となっています。

また、成年後見制度の利用者数は令和5年（2023年）12月31日現在で108人となっています。高齢化に伴う認知症高齢者の増加などにより、制度利用のニーズは今後ますます高まると予想されます。

表5-4 成年後見制度の利用対象者数の推定

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
平成31年	2,881人	944人	1,144人	4,969人
令和6年	3,195人	1,119人	1,666人	5,980人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

表5-5 成年後見制度の利用者数

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
平成30年	90人	13人	10人	—	122人
令和5年	79人	19人	10人	0人	108人

資料：刈谷市（各年12月31日現在）

表5-6 成年後見制度利用支援事業（審判請求）の実施状況

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	2件	4件	5件	6件	2件

資料：刈谷市

表5-7 成年後見制度利用支援事業（報酬の助成）の実施状況

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	合計
平成30年度	2人	0人	0人	2人
令和5年度	2人	1人	0人	3人

資料：刈谷市

（5）法人後見の実施状況

刈谷市社会福祉協議会の法人後見の受任件数は、令和3年度（2021年度）2件、令和4年度（2022年度）4件、令和5年度（2023年度）3件となっています。

表5-8 市社会福祉協議会の受任状況(受任件数)

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
平成31年度	0件	0件	0件	—	0件
令和2年度	0件	0件	0件	—	0件
令和3年度	2件	0件	0件	—	2件
令和4年度	3件	1件	0件	—	4件
令和5年度	2件	1件	0件	—	3件

資料：刈谷市社会福祉協議会

(6) 現状と課題

これまでの本市における成年後見制度に関する取組としては、平成 27 年度（2015 年度）に「成年後見支援センター」が市社会福祉協議会に設置され、成年後見制度の利用に関する相談、手続支援、普及・啓発、法人後見の受任などの活動を進めてきました。

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、令和 5 年（2023 年）4 月には、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う中核機関を、市と市社会福祉協議会が共同で設置しています。

市では、認知症高齢者などの権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるようにするため、本人や配偶者、親族などによる審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求するほか、成年後見制度の利用にあたり、その費用を負担することが困難な場合は、審判請求費用や後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の報酬、後見等監督人（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、市社会福祉協議会では、他に適切な後見人等を得られないときに、法人として後見人等となって支援を行っています。

しかしながら、市民意識調査の結果では、成年後見制度と成年後見支援センターについて、「どちらも知らない」と回答した人の割合は 54.6%であったことから、その認知度をさらに向上させる必要があります。

さらに、高齢者や知的障害者、精神障害者の人数は年々増加しており、成年後見制度の利用が必要な人についても同様に増加することが見込まれるため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や市社会福祉協議会以外の後見人等の担い手として、市民後見人の養成、新たな法人後見団体の立ち上げ支援などにも取り組んでいく必要があります。

法人後見とは…

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族などが個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

審判請求（成年後見制度に関する審判）とは…

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が低下している方（本人）を保護するための後見、補佐、補助開始などの手続きです。

市民後見人とは…

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。市町村などの研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。

5-3 施策の展開

【施策の方向】

成年後見制度の認知度を向上させるため、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行います。また、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させるとともに、市民後見人などの担い手の養成に取り組みます。

(1) 成年後見制度の広報(普及・啓発)

- 広報紙などによる周知
広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、成年後見制度や成年後見支援センターを周知します。
- 講演会の開催
権利擁護に関する一般市民向け講演会や勉強会を開催し、成年後見制度などの普及・啓発を行います。
- 専門職を対象とした研修などの実施
行政、医療、福祉などの専門職や関係者を対象に研修会を実施し、成年後見制度に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(2) 成年後見制度利用促進

- 相談、手続支援
成年後見支援センターにおいて、判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごと、成年後見制度の利用に関する相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、手続支援などを行います。
- 成年後見制度利用支援事業
本人や配偶者、親族などによる審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求します。また、成年後見制度の利用にあたり、その費用を負担することが困難な人に対して、審判請求費用や後見人等の報酬、後見等監督人の報酬の全部または一部を助成します。
- 法人後見の受任
他に適切な後見人等を得られないときに、法人として後見人等となって支援を行います。
- 後見人等への支援
受任後に関係機関や専門職などとの情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるよう、チーム会議を実施します。後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、専門職や関係機関などと連携しケース検討を行うなど、後見人等に対する活動支援や相談への対応などを行い、後見人等を支援します。

(3) 地域連携ネットワークの充実

- 専門職及び家庭裁判所との連携
専門的知見が必要な場合に専門職による助言や支援が受けられるよう、司法、医療、福祉などとの連携を進めます。また、家庭裁判所との情報交換に努めます。
- 権利擁護支援推進協議会の運営
司法、医療、福祉、行政などの関係者が参画する権利擁護支援推進協議会を設置し、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮できるよう、地域課題の検討・調整・解決に向け協議します。
- 受任候補者の調整
弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会の代表者が参画する受任者調整会議を開催し、本人に適切な後見人候補者の推薦に努めます。

(4) 担い手の養成

- 市民後見人の養成
市民後見人の確保のため、愛知県が実施する市民後見人養成講座の受講を推進します。また、市民後見人の活用について検討します。



第6章 再犯防止推進計画

6-1 計画の位置づけと期間

平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されました。

本市においても、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条の規定に基づく市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画として位置づけ、第 5 次地域福祉計画と一体的に策定しました。

なお、計画の期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

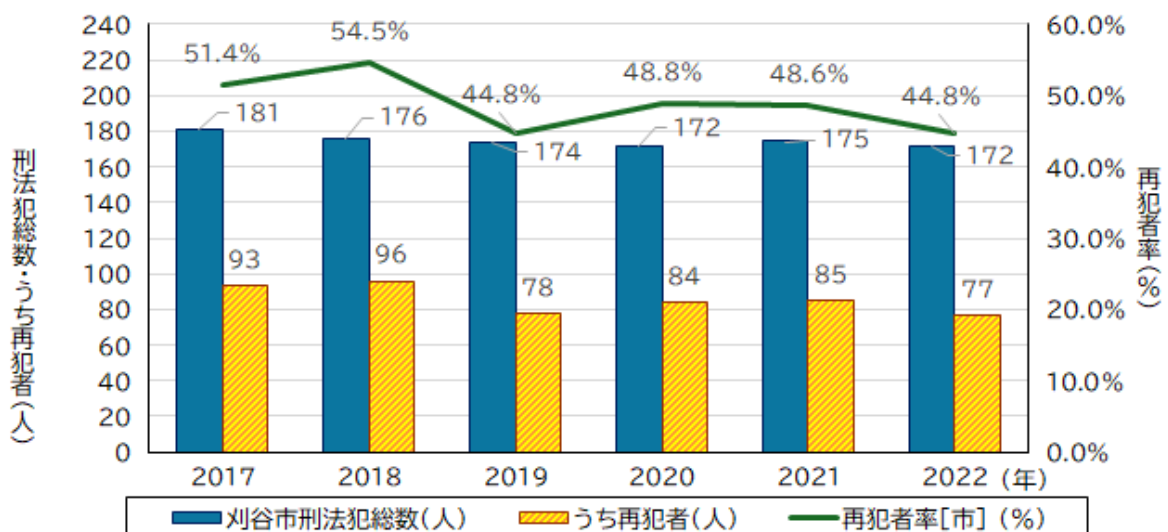
6-2 再犯防止を取り巻く状況

愛知県の刑法犯認知件数は平成 15 年（2003 年）にピークを迎え令和 4 年（2022 年）にはピーク時の約 2 割まで減少しています。一方で全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者率は約 5 割に達しており、刈谷市においても約 5 割で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、仕事や住む所がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられないなど地域で生活する上で困難を抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

住民が安全で安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が極めて重要な課題となっています。

図 6-1 刈谷市内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）



資料：名古屋矯正管区

6-3 施策の展開

【施策の方向】

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、官公庁、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組みます。また、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充を目指します。

(1) 就労・住居の確保

- 犯罪や非行をした人に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業など、各種支援につなぎます。
- 就労を希望する高齢者や障害のある人などに対しては、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 年齢、性別、環境などにかかわらず、犯罪や非行をした人が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に努めます。
- 薬物乱用の危険性・有害性を周知するため、保護司会が高校で実施している薬物乱用防止講習会の開催の支援を行います。

(3) 学校などと連携した非行防止活動

- 少年の健全な育成及びその非行防止に向け、保護司と学校などとの情報共有を図るとともに、相互協力を努めます。
- 非行防止のため保護司会が実施している防犯パトロールの活動を支援します。
- 更生保護女性会が作成する「愛の標語」を小中学校などに掲示し、非行防止の啓発活動を行います。
- 生活困窮世帯の小中学生などに対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援を実施します。
- 登校できないまたはその傾向がある小中学生の自立や学校復帰などを目的として、平日に市内施設にて「すこやか教室」を実施します。

(4) 更生保護団体の活動の促進

- 保護観察所などと更生保護活動に資する情報や福祉サービスに係る情報などを相互に情報共有し、連携を図ります。
- 更生保護団体である保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会の事務局を担い、各団体の活動を支援するとともに、更生保護活動などの事業に対する財政的支援を行い、活動の促進を図ります。
- 保護司として長年貢献いただいた方を顕彰し、その活動や意義を広く周知します。

- 刈谷市保護司推薦会を開催し、地区から推薦された保護司候補者について審議し、保護観察所へ内申します。
- 建設工事に係る総合評価落札方式での入札において、価格以外の評価項目の一つとして「企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」を設け、協力雇用主の登録がある場合などに加点することで、協力雇用主制度の普及を図ります。
- 更生保護活動の拠点となる「刈谷保護区更生保護サポートセンター」の場所を提供し、運営や様々な更生保護活動への継続的な支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。

(5) 広報啓発活動の推進

- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、強調月間である7月を中心に「社会を明るくする運動」等の啓発活動を行います。

更生保護とは…

犯罪を犯した人や非行のある少年・少女が、社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の予防を図るための活動です。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域住民から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

➤ 保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員です。個人での活動として、保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組んでいます。保護司で組織された民間のボランティア団体として「社会を明るくする運動」など、多様な活動を展開しています。

➤ 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年・少女の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。更生保護活動、非行防止活動、子育て支援活動を3つの柱として、多様な活動を展開しています。

➤ 協力雇用主会

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。協力雇用主で組織された刈谷保護区協力雇用主会として、他の関係団体と連携した活動を展開しています。

社会を明るくする運動とは…

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

- 【主な活動内容】
- ・ イベントなどにおける啓発活動
 - ・ 小中学生への作文募集
 - ・ 市民だよりやホームページなど様々な媒体による広報

第7章 計画の推進・進捗管理

7-1 計画の周知

広く市民に本計画を理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、ホームページなどのほか、福祉関係者や民生委員・児童委員などが集まる会議や勉強会、地区住民が集まる機会に地域福祉や地域福祉計画の周知を図ります。

7-2 計画の推進体制

(1) 刈谷市地域福祉計画懇話会

計画の着実な推進と実効性を確保するため、刈谷市地域福祉計画懇話会を開催し、市と市社会福祉協議会が取り組んだ進捗状況の報告を行います。また、必要に応じて、施策の具体的な推進方法、新たな課題の検討などを行います。

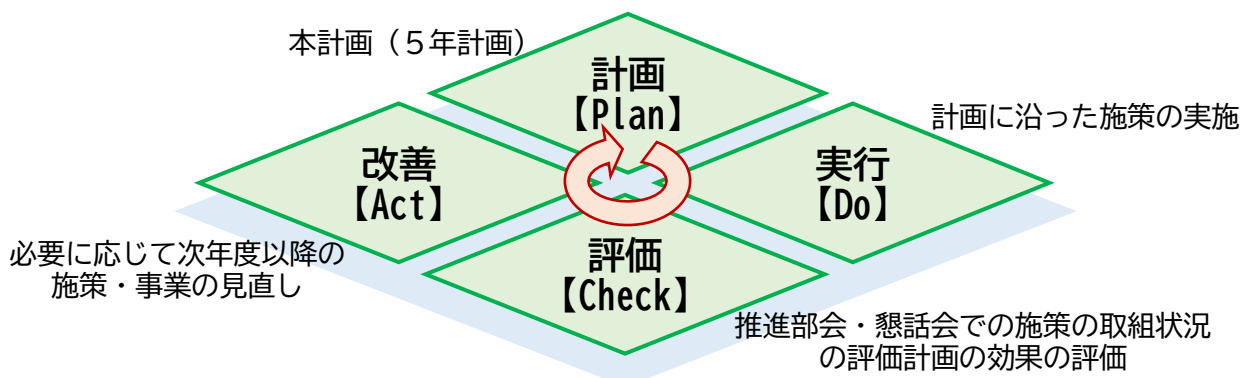
(2) 刈谷市地域福祉計画推進部会

この計画は、障害のある人、高齢者、子ども・子育て、生活困窮者に関する支援など広範囲にわたること、複雑化・複合化する福祉ニーズの変化に対応していくことが求められていることから、市の関連部署及び市社会福祉協議会で構成する刈谷市地域福祉計画推進部会において、分野間における施策・事業の調整を図りつつ、計画の進捗状況の把握・評価と事業の計画的な推進を図ります。

7-3 計画の進捗管理

本計画に記載された施策については、市と市社会福祉協議会において施策の取組状況を把握し、計画の進捗状況を取りまとめます。その結果を踏まえて、刈谷市地域福祉計画推進部会及び刈谷市地域福祉計画懇話会において施策の評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の事業に反映させていきます。また、令和10年度には、「地域福祉に関する市民意識調査」を実施し、計画の効果を評価します。

図7-1 PDCAサイクルによる進捗管理



資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内容
令和5年4月20日	令和5年度刈谷市地域福祉計画策定部会設置
令和5年7月7日	刈谷市地域福祉計画懇話会委員公募委員決定
令和5年8月25日	令和5年度第1回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 部会長選出 (2) 第4次刈谷市地域福祉計画の概要及び進捗について (3) 第5次刈谷市地域福祉計画の策定について
令和5年10月5日	平成5年度第1回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第4次刈谷市地域福祉計画の概要及び進捗について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の策定について
令和5年10月19日 ～11月7日	地域福祉に関する市民意識調査 ・ 18歳以上の市民 ・ 15～17歳の市民 ・ 自治会長、民生委員・児童委員
令和5年10月20日 ～11月10日	団体ヒアリング調査（調査シートによる調査）
令和5年11月29日 ～12月26日	団体ヒアリング調査（聞き取り調査）
令和5年12月7日	住民参加型会議（南部地区）
令和5年12月12日	住民参加型会議（中部地区）
令和5年12月15日	住民参加型会議（北部地区）
令和6年2月8日	令和5年度第2回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 各調査結果等の報告について ア 地域福祉に関する市民意識調査の結果 イ 団体ヒアリング調査の結果 ウ 住民参加型会議の実施報告 エ 各調査結果等からみえる課題とまとめ (2) 今後のスケジュールについて

年 月 日	内 容
令和6年3月18日	令和5年度第2回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 各調査結果等の報告について ア 地域福祉に関する市民意識調査の結果 イ 団体ヒアリング調査の結果 ウ 住民参加型会議の実施報告 エ 各調査結果等からみえる課題とまとめ (2) 今後のスケジュールについて
令和6年4月23日	令和6年度刈谷市地域福祉計画策定部会設置
令和6年7月2日	令和6年度第1回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 部会長選出 (2) 第4次刈谷市地域福祉計画の事業取組状況等調査結果について (3) 第5次刈谷市地域福祉計画の骨子案について (4) 今後のスケジュールについて
令和6年8月1日	令和6年度第1回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第4次刈谷市地域福祉計画の事業取組状況等調査結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の骨子案について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年10月4日	令和6年度第2回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) 第5次刈谷市地域福祉計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて
令和6年10月28日	令和6年度第2回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) 第5次刈谷市地域福祉計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて
令和6年12月2日 ～令和7年1月6日	パブリックコメントの実施
令和7年1月14日	令和6年度第3回刈谷市地域福祉計画策定部会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の最終案について
令和7年1月29日	令和6年度第3回刈谷市地域福祉計画懇話会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第5次刈谷市地域福祉計画の最終案について

2 刈谷市地域福祉計画懇話会

(1) 刈谷市地域福祉計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市地域福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市地域福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 刈谷市地域福祉計画懇話会委員名簿

団体等名	役職等	氏名	備考
愛知教育大学	准教授	佐野 真紀	会長
刈谷市自治連合会	会長	深谷 康生	令和5年度
		深谷 光秀	令和6年度
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	中村 祐子	
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	富田 宜弘	令和5年度
		矢田部 寿子	令和6年度
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石川 恵美子	
子育てネットワークー刈谷「エンゼル」	代表	箕浦 ひろみ	
北部地区社会福祉協議会ハートの会	会長	大矢 睦子	令和5年度
北部地区社会福祉協議会	会長	山村 実	令和6年度
南部地区社会福祉協議会	会長	羽谷 周治	会長職務代理者
中部地区社会福祉協議会	会長	面高 俊文	
刈谷市赤十字奉仕団	副委員長	加藤 裕子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉浦 芳一	
刈谷市いきいきクラブ連合会	会長	早川 清巳	
刈谷市子ども会連絡協議会	専務理事	永田 美登里	
刈谷市民ボランティア活動センター	センター長	米田 正寛	
刈谷市立刈谷特別支援学校	校長	薬丸 貴之	
刈谷市民	公募委員	塚本 裕章	
刈谷市民	公募委員	水谷 さわ子	
刈谷市役所福祉健康部	部長	加藤 雄三	令和5年度
		加藤 直樹	令和6年度

第5次刈谷市地域福祉計画
刈谷市成年後見制度利用促進計画・刈谷市再犯防止推進計画

令和7年3月

発行：刈谷市・刈谷市社会福祉協議会

刈谷市福祉健康部福祉総務課・生活福祉課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1012/FAX 0566-24-3481

TEL 0566-62-1038/FAX 0566-24-2466

URL <https://www.city.kariya.lg.jp>

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会

〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地

TEL 0566-29-0888/FAX 0566-27-0678

URL <http://www.kariyashi.jp>



KARIYA